

246
166

三河國

碧海郡

和志取神社史

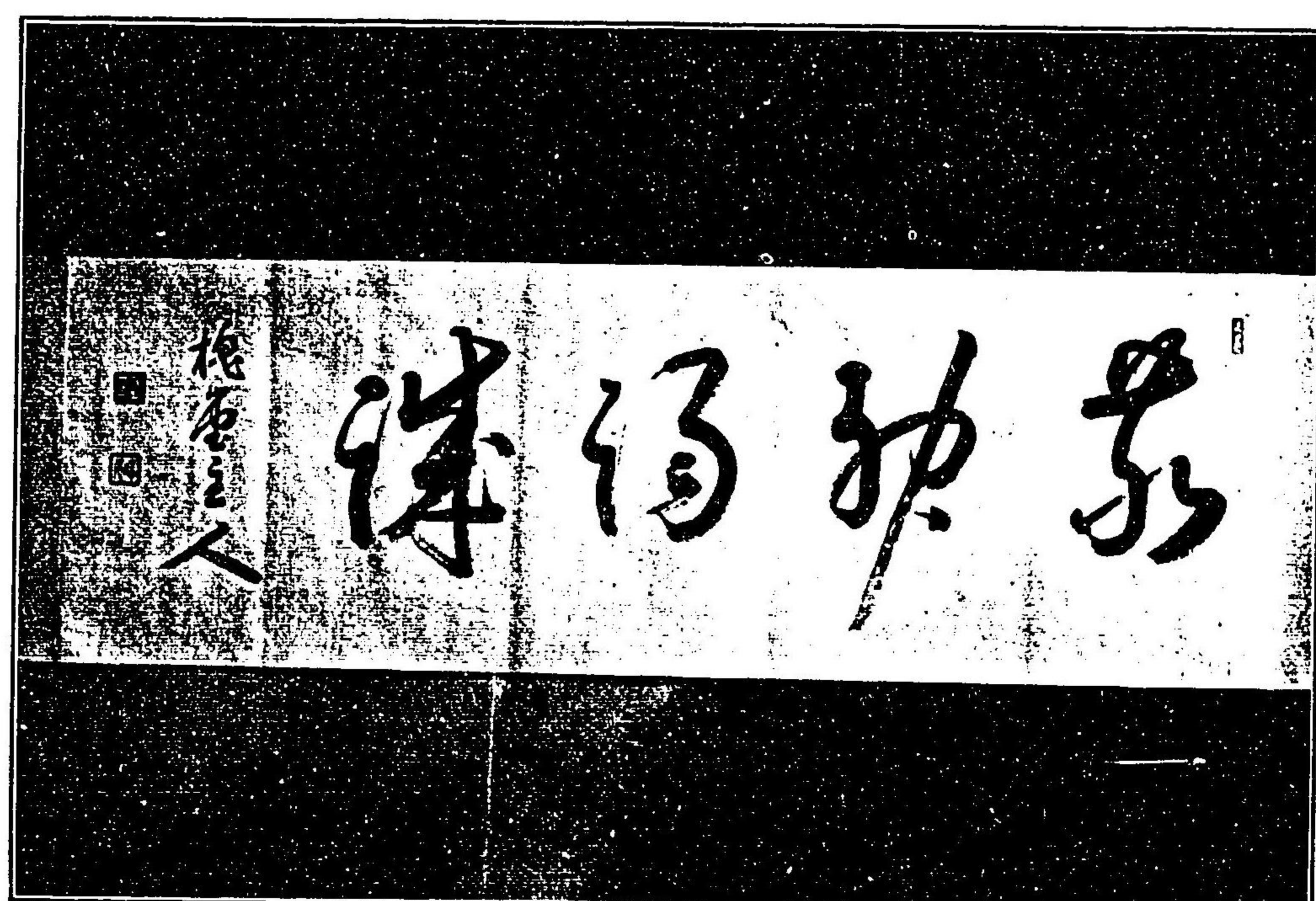
愛知縣知事深野一三君題字
熱田神宮々司角田忠行君和歌
正五位中田憲信君考証
文學士山口察常君校閱
御陵墓傳説地監守土屋彦吉編纂

和志取神社史

附御陵墓由來并二村誌

發行所

和志取神社々務所



氣入彦命御旧跡調書を見て

正五位 角田忠行

まのみみり

みよきくさき

けりしと

みよのみこと

そのあきと

考 証



聞ク處ニ依レハ延喜式内和志取神社ハ或ハ柿崎村
 白山權現ヲ以テ其神社ナルベシト主張シ又本郷
 谷部神社ヲ以テ其神社ナルベシト主張スルトノ
 存ス憲信謹テ案スルニ景行天皇ノ皇子氣入彦命輕島
 豐明ノ大宮ノ朝詔ヲ奉シ叛臣大壬生ナルモノヲ此地ニ
 捕獲セシコトヲ天皇嘉賞シ給ヒシコトハ新撰姓氏錄左
 京皇別御使朝臣ノ注ニ依リテ明ナリ爾後此ノ皇子ノ命
 此地ニ菜邑ヲ賜ヒ邨宅ヲトシ給ヒシコトモ墳墓ノ存ス
 ルト驚取郷ト稱セシ名稱ト殊ニ本郷ノ名稱アルトニ徴
 シテ推測セラル此命ノ裔孫王籍ヲ出テ、臣籍ニ下ル御
 使連御使朝臣三河ノ長谷部直御立史ノ種姓ニ分裂シタ
 ルコトモ亦明ナリ而シテ本郷村ニ長谷部神社ノ在ルカ

明治
 27年
 4月
 27日
 丙午

如キハ其氏人等カ其祖先ニシテ國家ニ偉功ヲ樹立セル
 氣入彦命ヲ祭亨シテ報本反古ノ禮ヲ執リシ氏神ナルコ
 ト明晰ナリト信ス此ニ柿崎村ナルモノモ亦鷲取郷數村
 中ノ一村ナルハ疑フヘカラスト雖モ其村中ニ在ル熊野
 權現白山權現ハ後世ノ人紀州熊野ヨリ其神靈ヲ勸請シ
 加州白山ヨリ其神靈ヲ勸請シタル祠宇ナリトスヘキハ
 穩當ナルヘクシテ他ニ確乎タル證憑ナキ限りハ是ヲ以
 テ和志取神社ナリト誣ユルハ恐懼ニ堪ヘサル處ニシテ
 殊ニ緣故ナキ天之日鷲命ヲ祭神トシ奉ルカ如キハ神明
 恐ル可キコトナラズヤ氣入彦命ノ子孫樟葉ノ大宮ノ朝
 長谷部ヲ定メラレタル時長谷部ノ直ノ姓ヲ賜ヒ志賀ノ
 大宮ノ朝皇子命ノ偉功ヲ追懷シテ御使ノ直ノ姓ヲ履ヒ
 後京畿ニ出テ、奉仕シ連ノ姓ヲ賜ヒ又重テ朝臣ノ姓ヲ

姓ヲ賜ヒシ等ノ事アリ延喜式編纂ノ當時之ヲ郷名ニ問
 ヒテ和志取神社ト公稱セラレシモ其郷關ニ存在セル裔
 孫其姓長谷部ヲ墨守セルヲ以テ一名長谷部神社ト稱號
 シ氏人氏神ノ事蹟ヲ分明ナラシメタルモノトセンカ平
 城ノ大宮ノ朝僧行基カ藥王寺ヲ本郷ノ地ニ開創シ和志
 王山藥王寺ト稱シ古神像カ蓮華寺ヨリ發見セシ等ニ徵
 セシモ明治七年五月愛知縣廳カ長谷部神社ヲ以テ和志
 取神社ナリト斷定セシハ即同縣廳カ斷定セシニアラズ
 シテ所謂神慮ナリト言フベシ縱シ和志取神社ト式ニ載
 セラレタル神祠カ外ニ在リテ今ハ其跡ヲ絶テシモノト
 假定セシモ其祭神ハ長谷部神社ト同シク命ノ子孫カ其
 祖神ヲ祀リシモノトセハ方今ニ於テ同神合併ト見做ス
 モ神慮ニ於テ敢テ不穩ノ恐ヲ抱懷スハクモアラサルヘ

シト思惟ス再拜

明治四十一年一月

正五位勳五等中田憲信謹案

凡 例

一本書は和志取神社の歴史と景行天皇々子氣入彦命の御陵墓の由來と更らに本郷村誌とを合冊して一卷となすものなり

一我本郷の創始甚だ遠きにあり而も事蹟湮滅して知るべからず幸に碩學羽田野敬雄氏あり古墳を隠れたるに見出し次で川喜田近直氏其他の調査を経て御陵墓傳説地指定となる次で今日に至れりこれ實に我郷無上の面目にして他に多く其類例を見ざる所なり

一我父彦八亦此事に關し微力を致すあり不肖彦吉其後を承けて犬馬の勞を此に盡すまたこれ家門の光榮なり

一今や御陵墓復動かすべからず乃ち其考証と由來とを併せて之れを劄刷に附し汎く有識諸家に呈せんと欲

すもごより文辭に嫻れず 只意の通ずるを以て足れりとなす

一和志取神社の名は其實に因るものなり 依て其祭神の何神なるかを拜知するを以て足れりとなす 徒らに争を爲すは神明に對し恐れ多き事なり 謹て以て識者の判を俟に然らず 本書編纂の必要を生ずる所以なり

一本縣知事深野一三君より題字を熱田宮司角田忠行君より歌一首を受く并に中田憲信君の考證は本史の光輝を添ふるものたり而して文學士山口察常君校閲の勞を取らる編者の感佩措く能はざる處なり 茲に記して謝意を表す

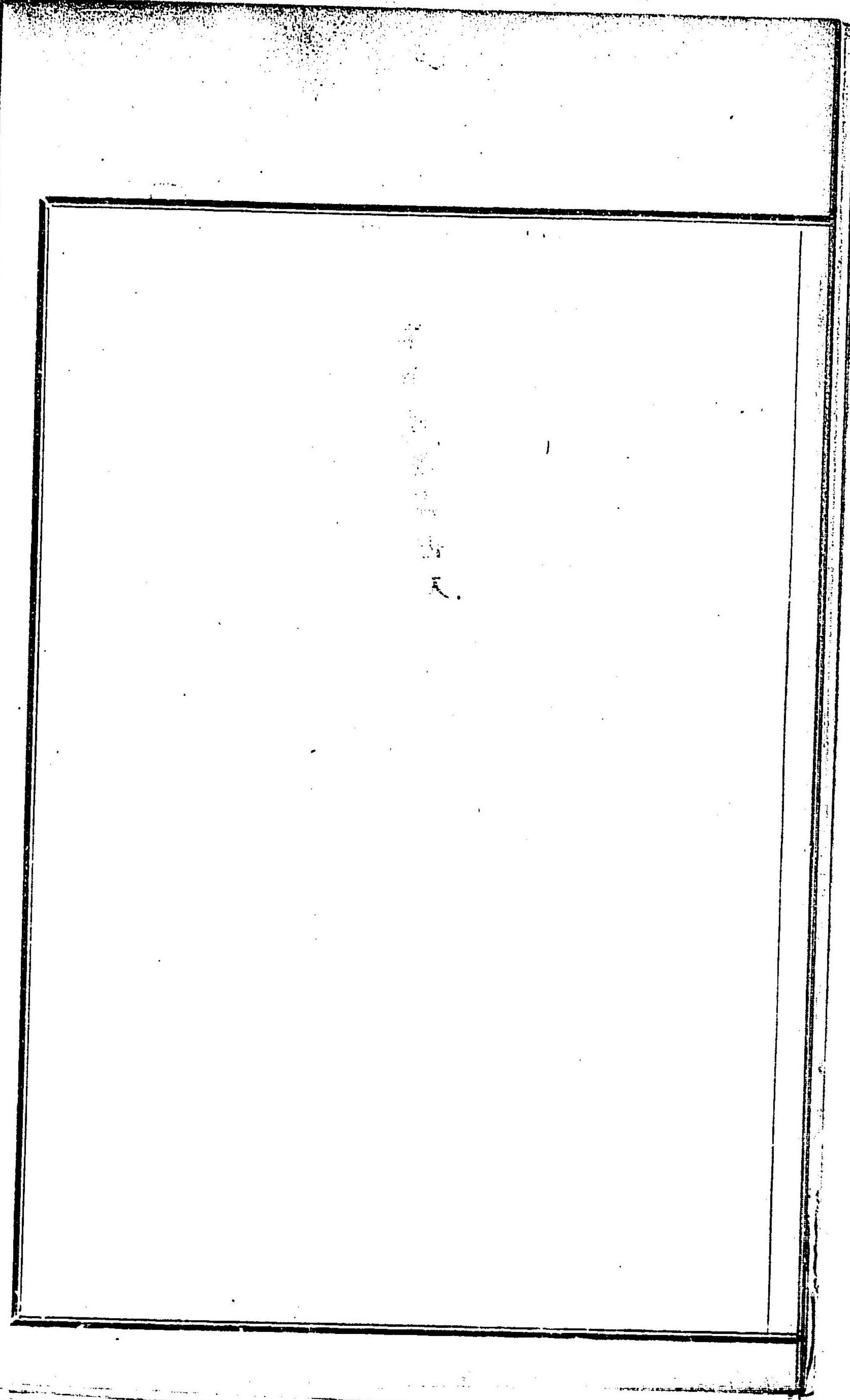
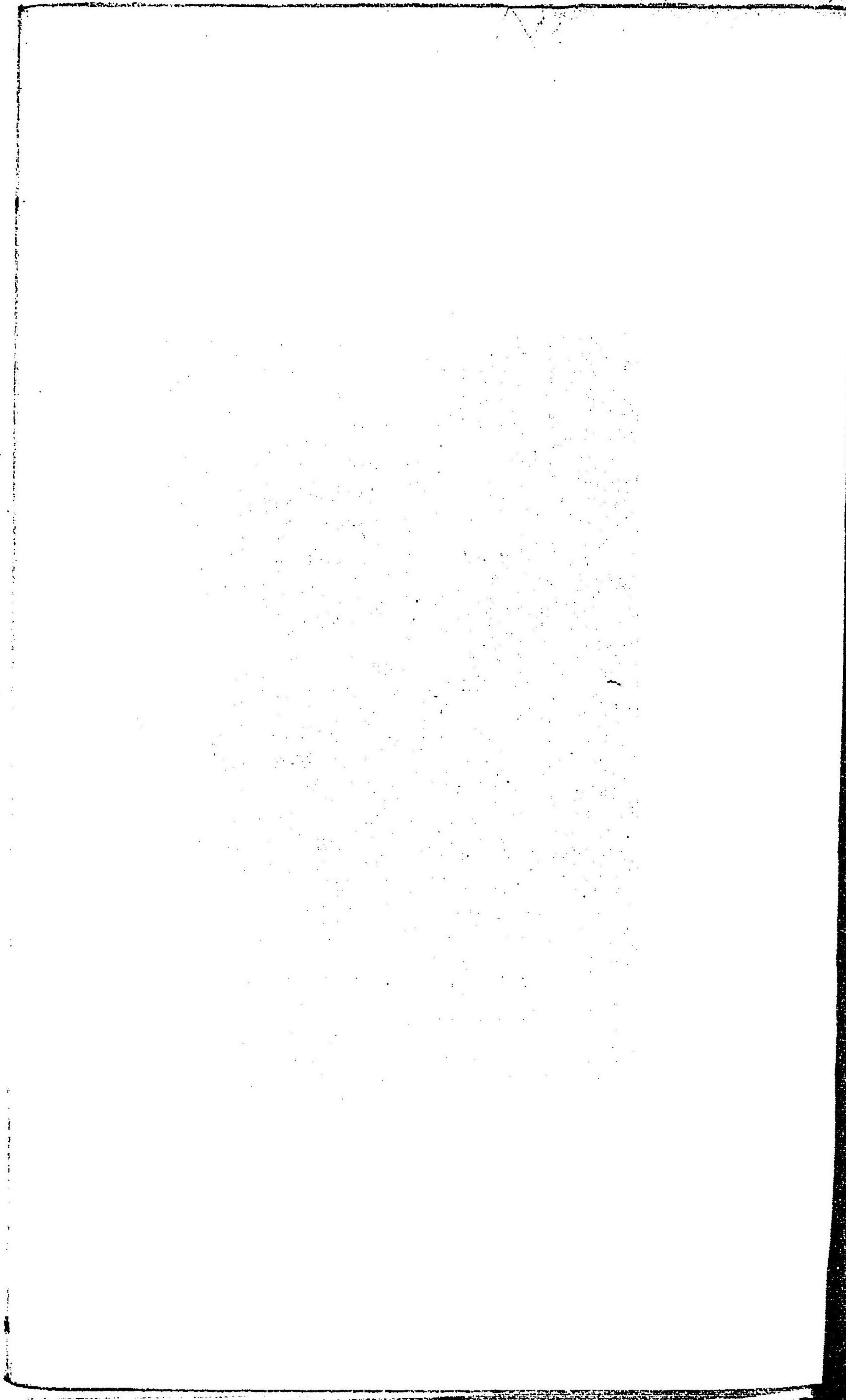
明治四十一年二月

編者 土屋彦吉誌

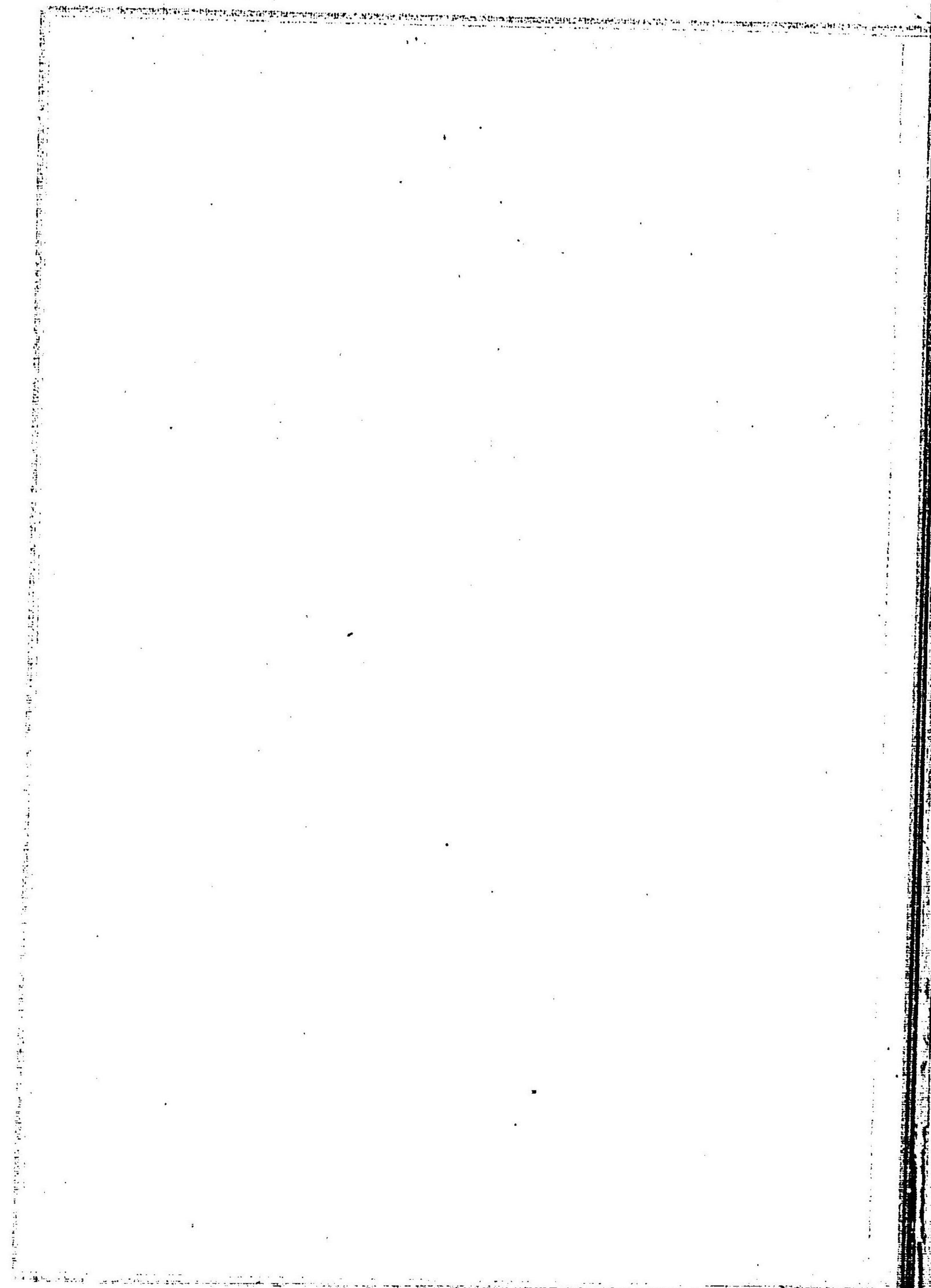
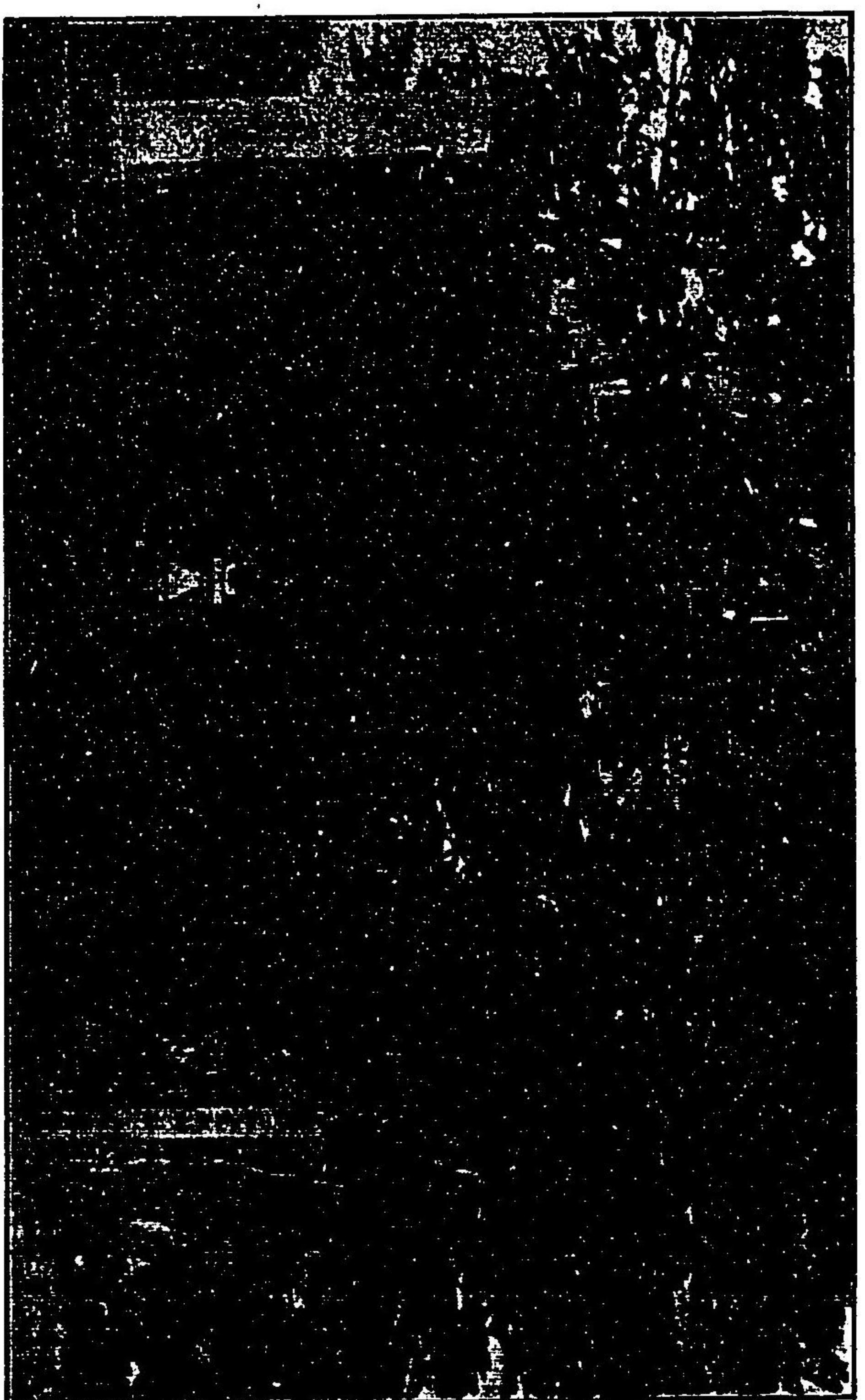
和志取神社史引證書目

- 延喜式 國內神名帳 和名類聚抄
- 日本書紀 古事記 新撰姓氏錄
- 舊事記 參河官社考集説 社藏古文書
- 和志取神社々傳 碧海郡誌 大日本名所圖録
- 三河國官社廿六座順拜記 和志取神像發顯届
- 神像本祠へ鎮座伺 指令書 西本郷村誌
- 和志取神明細帳 柿崎天明四年反別明細表 鷺塚村考証
- 宗頭村地圖書入 宇頭寛文四年檢地帳 村社神明宮由緒調査書

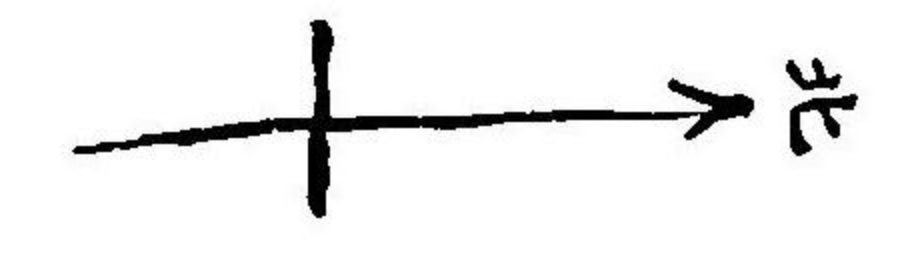
宇頭村地圖書入 以上



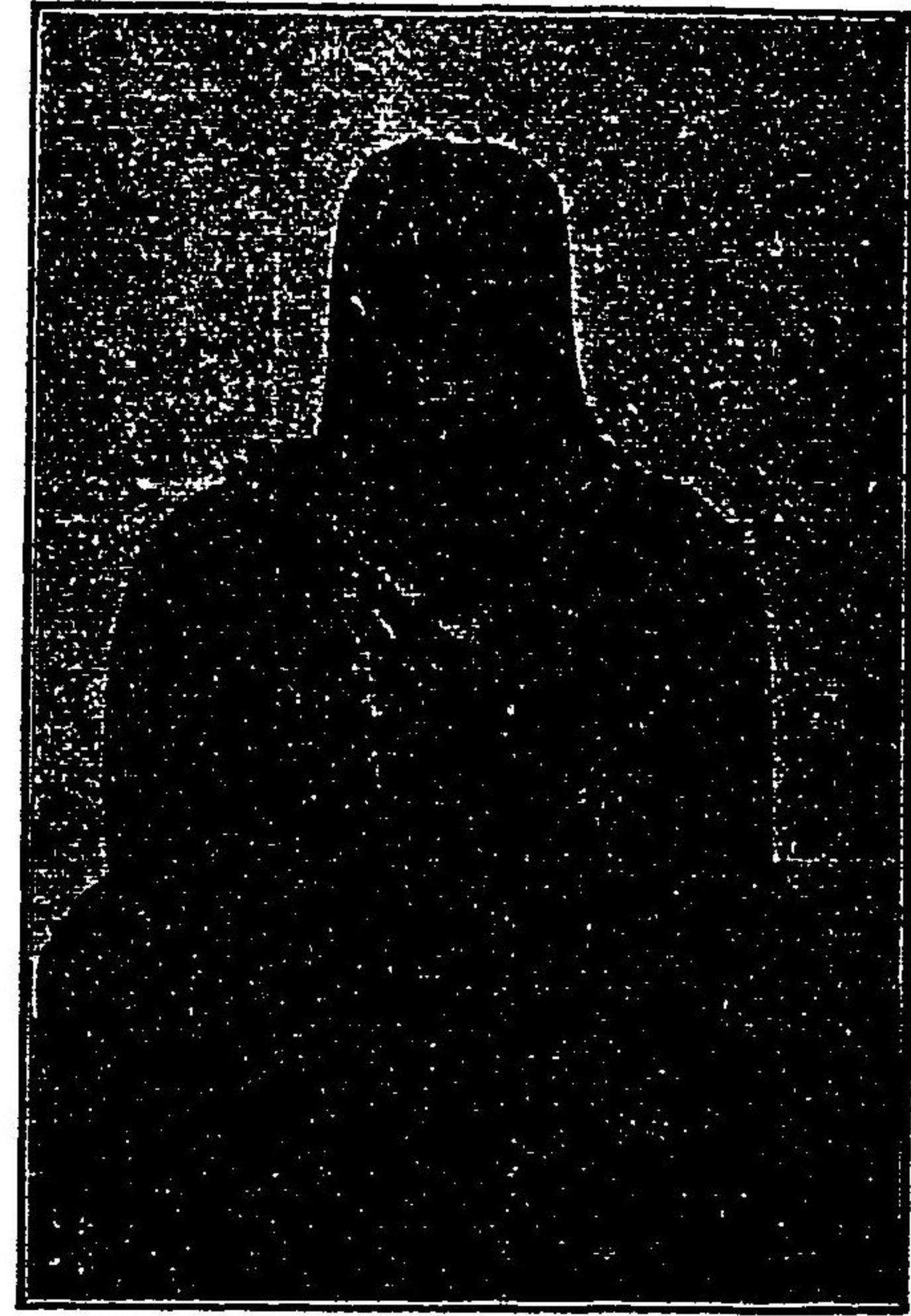
和志取神社



和志取神社見取圖



近城写



相志叔神像

和志取神社史

監守 土屋彦吉編

和志取神社は延喜式内の舊社にして國史現在の官社たり
 景行天皇の皇子五十狹城入彦命入彦命和志祭り蓋三海國邊津郡
 舊志貴庄駕取郷西本郷村字御並に鎮座を神階正五位下
 にして碧海郡筆頭の神社たり

考証

延喜式（神名帳）

參河國廿六座並小

碧海郡六座並小

和志取神社

國內神名帳（參河國）

天神百十五所

正五位下鷺取天神座_{碧海郡}

三河國二十六座の一たる延喜式内和志取神社は現今の矢作町大字西本郷鎮座の和志取神社たるよし左の考證に據りて昭々たり

考證

渡會延經神名帳頭書

景行天皇之皇子氣入彦命捕逆臣於此地故号鷺取乎御巫清直神名帳頭註

猿投神社和志取神社皆兄弟之神云云鷺取郷按に和志取神は氣入彦命也其奉詔捕獲逆臣此地故爲社名爲郷名和名類聚抄

鷺取 和志止利

日本書記景行天皇の卷

四年春二月甲寅朔甲子_{十二}天皇幸美濃國中略喚八坂入姫爲妃生七男六女中略第十曰五十狹城入彦皇子中略天皇之男女前後并八十子然除日本武尊稚足彦尊五百城入彦皇子之外七十餘子皆封國郡各如其國故當時謂國之別者即其別王之苗裔焉

古事記纏向之日代宮の段

凡此帶日子命_行天皇之御子等中略并八十王之中若帶日子命_天與倭建命亦五百木之入日子命此三王_天太子之名自其餘七十七王者悉別賜國々之國造亦和氣及稻置縣主也

編者云五十狹城入彦命は諸國の國造和氣稻置縣主等別賜ひし中の一柱なりし事疑なし

新撰姓氏錄左京皇別上

御使朝臣出自自諡景行天皇氣入彥命之后也譽田天皇御世
御室雜使大王主常陸國茨城郡生石神社なるべきを主石神社とせり主
をシと訓ひがことし等遁逃不仕天皇遣使尋求不復命於
是氣入彥奉詔括追於參河國捕獲參天天皇嘉令使者賜姓御
使連也續日本紀合

新撰姓氏錄右京皇別下

御立史御使舊印本使を史に誤る今は
平田氏の改正本に従ふ同氏氣入彥命之後也持

統天皇御代依居參州青海郡御立地賜御立史姓日本紀漏

氣は平城朝以前多くケの假名に用ひたり平安遷都の後
はキの假名に用ふ故に氣の音と城の訓と同じクキなり

編者云景行天皇之御子に城入彥命と申すは五百城入彥
命と五百狹城入彥命と二柱のみ古事記には此命を若木の入り子
とせり然るに書記のかた正し
き由古事傳
に見へたり然して五百城入彥命は太子の御名を貰ひ坐せ
る三柱の中なれば諸國に別賜ふ御子の列には入りの給はざ

然れば今この氣入彥命は五百狹城入彥命なること疑な
し抑五十狹城入彥命は既に景行天皇の御世に參河の國
造か和氣か或は稻置縣主かなとに別賜したまひて應神
天皇の御世都に上りてればし坐しか領地碧海郡今の和志
山の地
にて大王主等をつり給ひし御使の功に由て御使連の姓
を賜ひしなるべし御子孫數多同郡近隣に蕃殖りまし、
が祖宗御立即ち御館
なりの地に住み賜ひしより持統天皇の御
世苗裔に御立史の姓を賜りしなり然れば御一族の御祖
宗を祭りたまへるにて是即和志取神社なり故に其祭神
は五十狹城入彥命の神靈にましますこと疑ひ無し

舊事記

景行天皇の皇子五十狹城入彥命三河長谷部直の祖とあ
り

社史

參河國官社考集說

渡邊政香神主云本郷村蓮華寺ノ傍ニ一間許ノ小社アリ三
間許ノ古松三四株有テ舊地也コレヲ鷲取天神トイフト其
村人云フトイヘリ

同書

新家本云天王社ハ陳屋ノウラニ有テ七八十年前以前天皇
ヲ加祭シツレド舊クハ鷲取權現ニテ西ノ高キ處ニ人家
アリテ古キ家ニハ皆其邊ニ舊家地アリ云云

同書

按ニ氣入彦命ハ日本紀又舊事紀ニ五十狹城入彦命トア
ルト同神ニハマサメカ可考舊事紀三河長谷部祖トアリ
社藏古文書 天正十五年正月廿日改寫

鷲取郷御尊宅ノ跡へ藥王寺ヲ引改刻蓮華寺稱稱_レ此_レ辰宅

ノ方ニ鷲取郷ノ塚有リ又南方ニ小塚有山賊ノ塚ト云其
以來原書已來と書けり恐く大鷲賊ト云山賊有往還旅人ヲ令

煩故帝王ノ依勅命公卿退治給從是鷲取郷ト御名ヲ申奉

リ此所ニ御尊宅有ト云云此書但俗の製したる物にて甚讀かたり
今少しく文字を修正して要文を引けり

然れども義貞朝臣のことなどを書綴りし
は事實信するに足る全文寫別紙に記す

編者云此皇子大王主を捕り給ふに依て和志取之皇子と

稱し奉り古文書に鷲取郷とあるは但俗固より皇族華族の別
を知らず凡て京家の人を公卿と心得たる故なり御館を

敷ませし所を御立と云ひ郷を鷲取郷と云ふ

抑和志山御陵墓の傍にある小祠を領主代々崇敬して社

地を除地となし毎年の祭日に必ず代官をして代拜參向

せしむるの例なりき然れども當時村民等は何の故なる

事を知らざりしか今より之を想像すれば是必ず皇子の

神靈を齊き祠りし神社なるよし古き傳へのありし故な

るべし

社傳

和志取神社産子西本郷村 東本郷村 川原本郷村 幕戸村 東別所村

祭神景行天皇々子氣入彦命

祭日四月九日 九月十二日

往昔より領主は祭日に供物を捧げ代官をして代拜参向せしむるの例也

和志取神社當地勸請の所以は譽田天皇の御宇御室雜使大王主なるもの逋逃し來り當國に跋扈し朝命を奉せす依て氣入彦命に詔し之を征せしむ命當國に降り大王主を捕獲し朝廷に奉りしかは國內治まり庶民大に安堵す天皇深く嘉し給ひ御使連の姓を賜ふ竟に此地に薨去し給へり大王主を討取給へる功績を以て御神靈を祭り和

碧海郡誌西本郷村

志取神社と尊稱し奉る其陵墓は當社同地にあり云云

神祠和志取神社祭神氣入彦命

和志取神社を御崇敬をなし使臣をして幣帛を捧げられし御歴代の舊領主名如左

水野忠久 水野忠圓 水野忠恒 水野忠榮

水野忠體 水野忠明 水野忠恕 水野忠純

水野忠勸

大日本名所圖錄 (三河國碧海郡西本郷村)

和志取神社祭神氣入彦命

延喜之官社

國內神名帳正五位驚取天神

和名類聚抄所載驚取郷々社

字和志山氣入彦命御館所に在舊跡後此社に奉遷
相殿長谷部神社祭神五十狹城入彦命
舊事本紀曰景行天皇之皇子五十狹城入彦命
三河國長谷部直之祖也
和名類聚抄所載長谷部郷々社
昔鷲山御館之舊跡に行基菩薩和志王山藥王寺建後曹洞
宗に歸す蓮華寺と云本尊藥師如來を安置す藥王寺遺傳
の製藥五香湯今猶出す
景行天皇々子氣入彦命御墓山内に在り
三河國官社二十六座順拜記
和志取神社本郷村とあり
西本郷村神社の御指令書寫
西本郷村鎮座

長谷部神社

今般教部省の指令に因り延喜式内三河國廿六座之内和
志取神社確定候事

明治七年五月

愛知縣

和志取神像 本郷村和志取神社

和志取神像 坐像 壹軀

品質木像

形狀御召し物は通常にして御袂は狹ほし御右手御膝の
上にありしが(此所虫喰)御左手御腹部あたりに上げ給ふ
(虫喰せず)脚部に朱字を以て和志取神像の五字あり最も
古色を帯ぶ

法量身長九寸五分巾(最)八寸厚(最)五寸七分
傳來延喜五年皇室に於て諸社の神像を作り各神社へ配

祀し給ふよれ即ち其壹鉢なりと云ふ

明治貳拾年内務省地誌御編製の事あり神職川喜田庄次
耶翁此事に従ふ全貳拾壹年四月九日本郷村和志山の蓮
華寺古蹟考云矢作南本郷村の蓮古器物を調ふのに古像あり見
華寺は古の藥王寺といへりるに佛像にあらざ最古き神像なりと認め御像の脚部を
見るにいさふるさ朱うるを以て和志取神像の五文字
ほのかに見ゆ是を識者にみするに古書に延喜五年に諸
社之神像を造るとあり必ず其代のものならんと云ふ又
内務省地誌係の官人岸上某に見するに延喜の頃の製な
り云ふ此由を官に訴へゆるしを蒙りて和志取神社本
祀に鎮め奉りぬ嘗て和志山蓮華寺のある地は志貴庄鷺
取の郷にて昔景行天皇之皇子氣入彦命坐せし所にして
御坐し所を字御立御館にと云ふ其後裔も此所に住み給ふ

故に御立史とも云ふ

姓氏錄に云ふ御立史氣入彦命の後也三河國碧海郡御立
の所に居す故に御立史の姓を賜ふ寛文四年之檢地帳に
字御立とあるは命の御坐所後御立史も住み玉ふ所なり
又全檢地帳に字宮跡とあるは即ち鷺取天神の鎮座あり
し地なり又此山に古寺の跡あり是を藤原明衡の編纂せ
し本朝文粹てふ書に晩秋過參河州藥王寺有感參河州青
海郡有一道場曰藥王寺行基菩薩所建立也下略藥王寺の
古跡なり此傍に命の御陵墓あり其古寺の名殘ある蓮華
寺より發顯ましくたり按するに奈良の朝僧行基藥王
寺を建て其山號を和志王山と稱せしは鷺取神社の社地
に建立したるに依りてなるべし然るに其別當たる社僧
の住職すべき寺となりたるならむ爾來寺は彌よ榮々神

社は寺の鎮守の如くなりしなるべし其例所々に多し年
を経て寺は兵火の爲に亡び神社も衰へ果は何てふ神社
とも知る人なきに至りしなりかくて御社頽廢したる故
に神像を蓮華寺に移し奉り和志山古塚の傍に小祠を立
て置きて鷲取權現又は鷲取天神と稱し形ばかりの小祠
なれば神像を入れ奉らざりき文化の初の頃天王を加へ
祭る夫より天王社の稱起りしなり文政天保の頃より本
國の學者羽田野敬雄の人々此天王社こそ延喜式内和志
取神社ならめとは云ひ定めしも未だ神像の發顯はあら
ざりき今明治の御世の光りに神像も顯れ給ひ御立さ云
ふ字名さへ明かになりしは最も目出度き事になんあり
ける

神像發顯届

碧海郡西本郷村

村社

和志取神社

今般内務省國郡地誌御編製に付贅裏者和志取神社祠掌
川喜田庄次郎木村蓮華寺古器物等取調之際最古之文珠
菩薩之像有獅子之座に座すと雖も佛像に不有を確認し
本像之下部を見るに和志取神像の五文字朱を以て載録
有此古色全く千年を経たる者と認め候に付猶識者之鑑
定を請るに最も古し文字は木像を作る同時歟又は後に
認るも數百年を経過したる事を証す然るに全く固有の
和志取神社の神像爲事顯然たるに依り該寺住職の承諾
を得不取敢村社和志取神社祠中に移し置き候右略圖相
添神官氏子總代連署を以て此段奉届候也

明治廿一年五月四日

右氏子惣代

土屋彦八 ⑤

上田藤兵衛 ⑥

杉浦茂平 ⑦

祠掌

川喜田庄次郎 ⑧

愛知縣知事勝間田稔殿

神像發顯ニ付本祠へ鎮座ノ伺

碧海郡西本郷村鎮座

村社

和志取神社

今般神像發顯ニ付不取敢村社和志取神社祠中へ仮遷坐致有之候を内殿へ鎮座候て不苦候哉神社氏子惣代連署

を以て此段奉伺候也

右氏子惣代

杉浦茂平 ⑤

土屋彦八 ⑥

上田藤兵衛 ⑦

祠掌

川喜田庄次郎 ⑧

明治二十一年五月四日

愛知縣知事勝間田稔殿

御神像内殿鎮座伺指令如左

其役場擔當内西本郷村杉浦茂平始別紙伺書差出候處右ハ全ク古代ノ彫刻ニシテ眞個稀有ノ物ナレバ内殿ニ鎮座スルハ勿論又將來保存方充分注意スベキ旨ヲ以テ伺書返戻方御取計可有之依命此段及御通達候也

明治貳拾壹年五月九日

碧海郡第一課長書記末永鐸次郎

矢作村外四ヶ村戸長畔柳益太郎殿

編者云

明治三十六年一月愛知縣訓令第四号寶物及貴重ナル書
畫什器類管理規則ニ依リ該神像寶物ニ編入セラル

村誌 西本郷村

村落古村也創起不詳

村名碧海郡のモトサト故に本郷村ニ云ふ下略

郷莊志貴庄 鷺取郷 和名抄和志止利

神祠式内和志取神社

祭神景行天皇皇子五十狹城入彦命

碧海郡西本郷村字御立鎮座

産子西本郷村 東本郷村 北本郷村 暮戸村 東別所村

延喜式内和志取神社は言も畏き景行天皇の皇子氣入彦
命の御神靈を齊ひ奉りし御社なり其御座所地は本郷村
和志山舊字御立御陵墓の傍にあり中世之れが判明せざりし
は所謂國守國中の官社を國廳の傍に勸請し此所に奉幣
してとりすへて祭る是を総社大明神と稱へ奉る今尙國府に
總社あり
又治承の頃より元龜天正の頃までは此地は常に數度の
戰鬪の衛となり神祝も散乱して別當藥王寺あれども只
神を鎮めし奉り一の鎮守堂に異ならず此類例諸國に多
し而して寺も亦兵火に罹りて滅亡し只小祠のみ山中に
残りて坐しますも當時の人式内官社の何たるを知らず
然るに鷺取權現又は鷺取天神ニ云ひ傳ふ故にや領主は

此社地を除地とし祭毎に供物を捧げ代官をして代拜参
向せしむるを例となせり文政天保の頃に至りて本國中
に式内和志取神社と稱へ奉る御社一社もあらず當時本
國に聞ゆし學者羽田野敬雄の人々熱心に御所在地を搜
索奉りし事は官社考集説官社私考等に詳かなり何れも
此和志山の御社に心をよせ訪ひ來る人々に何心なき里
人等が享保文化の昔鷲取權現と教へしを思へは神瑞と
や云ふべき明治六年に至り鷲取權現一名天王社祭神氣入彦命
長谷部神社祭神五十狹城入彦命御同神なるにより長谷
部神社へ併せ奉るの御沙汰あり因て御神靈を遷し奉る
是れ現今鎮座の御社なり
進み行く御代の恩澤に浴し氏子等もやうく敬神の道
をわきまへ式内官社の最も尊き事を知り明治六年式内

和志取神社と公稱の義を教部省へ具申するに至れり同
省調査之上左の御指令ありたり

參河國碧海郡西本郷村鎮座

長谷部神社

今般教部省ノ指令ニ因り延喜式内三河國二十六座之内
和志取神社確定候事

明治七年五月

愛知縣圖

同年六月柿崎村への指令如左

西本郷村長谷部神社の義は神靈を初古塚等に至まで古
來確証と可相成廉々不少候ニ付教部省依指令式内和志
取神社に致確定候事ニ付其村和志取神社號改訂には不
及候得共標石面式社之文字削減候様速に可取計候事
碧海郡第八小區柿崎村は同村白山社々前に氣儘に標石

を立て題して三河國二十六座ノ一和志取神社と云ふ全く無許可神社の稱號なり其後同郡新堀村深見藤十なる者私に東海道筋へ式内二十六座之内和志取神社と彫りし標石を立てたり然るところ同年五月西本郷村鎮座神社式内確定仰せらるゝや自稱の神社號標石を以て教部省御指令之社號に拮抗せんことを東京より代言人永井某を備入れ多くの官人をなやましき翌明治八年二月確定の西本郷村神社式内取消し同時に本郷村柿崎への指令あり如左

明治八年二月西本郷村への指令

其村鎮座元長谷部神社之義昨明治七年五月中教部省指令ニ基和志取神社確定候旨及指令置候處猶今般同省ヨリ達之趣有之依テ最前指令取消候條長谷部神社ト致復

稱式内未定之神社ト可相心得此旨更ニ相達候事

明治八年二月柿崎村への指令

書面之趣は今般教部省より達の次第有之長谷部神社と復稱式内未定之神社と可心得旨西本郷村へ相達候事其村鎮座和志取神社之義今般教部省より達之趣有之ニ付式内未定之神社と可相心得旨更ニ相達候事西本郷村氏子一同愕然正史に著しき神社を昭正史に據る所なき不確の神社柿崎村元白山社を採用せらるゝに至りては神明に對し奉り神祇崇敬の實立ち難し乃ち更に詳細取調の上再び請願するに至れり

明治十二年三月縣廳本省の指令に因て本郷村へ令して

曰

和志取神社ト改稱聞届候事

按に柿崎村白山社を和志取神社と改稱せしは驚取神田
 と字する地名あるより強て附會したるなるべし祭神は
 天日鷲命なり天日鷲命は忌部氏の遠祖にして驚取郷に
 は忌部氏の由縁なし是れ社名に纏りて附會したること
 なれば論ふにも足らぬひがことなり正史に顯著なる本
 郷村和志取神社と同日の論にあらざる歟

和志取神社明細帳

四本郷村

和志取神社祭神五十狹城入彦命
氣入彦命

明治八年一月村社ニ確定

- 一 社殿 縦壹間一拜殿 横參間 一 神饌所 縦參間 横貳間
- 一 祝詞殿 縦四間 横貳間 一 神樂殿 縦參間 横參間 一 社務所 縦參間 横參間
- 一 物置 縦壹間三尺 横壹間 一 旗竿置場 縦拾壹間 横壹間 一 寶庫 縦二間 横二間
- 一 境内神社五社

舊領主より寄附の重寶物 (本郷村和志取神社)

- 一天王社祭神氣入彦命 建物方參尺
- 一御鋏社祭神豊受比賣命 建物 縦壹間 横壹間
- 一稻荷社祭神保食命 建物 縦壹間 横壹間
- 一神宮社祭神水兵神 建物 縦壹間 横壹間
- 一神口社祭神石上神 建物 縦壹間 横壹間
- 一境内千五百七拾五坪官有地第壹種
- 一境外所有地合計反別八反八畝貳拾七步
- 一古鏡 一面 一大刀 一腰 一古文書 一卷
- 一延喜式 貳拾七册 一舊事記 五册

神饌幣帛料供進指定 (本郷村和志取神社)

明治三十九年四月勅令第九拾六號第一條第二項に依り
 神饌幣帛料を供進し得へき神社に明治四十年十月指定

せられたり

文書

三州碧海郡本郷村

鎮守

正一位本郷大明神

額字

右今度依願

神祇伯雅壽王被爲染筆之條永世無闕如有尊信者也仍

副翰如件

白川殿

文政十三年八月

公文所印

本郷村氏子中工

副翰寫

今般依懇願

三河國碧海郡本郷村ニ從前在之
本郷大明神鎮守ニ

奉勸遷

正一位本郷大明神之神靈奉遷於其清地者也神靈到日宜
祓除其社永世奉安鎮之祭祀無怠慢於令尊信者村中繁榮
氏子永久幸可有守護者也

印神祇官統領神祇伯王殿

文政十三年八月十日

公文所印

本郷村氏子中工

考証 柿崎村

柿崎村は古昔岡崎領水野監物城主たり其後寛文の頃分家水野式部
五千石知行所となる西本郷村東本郷村北本郷村暮戸村里俗是を
五千石とす即ち代官役所は西本郷村に有り該柿崎村よ
り地頭代官所へ出したる反別明細帳寫如左
表紙天明四辰年七月 柿崎村
其帳前略

一 熊野權現宮 長四尺五寸 横三尺五寸 西宮

社地三拾貳間四方

同拜殿 長貳間半 横貳間

一 白山權現 長壹尺五寸 横壹尺二寸 東宮

社地拾五間拾貳間

一 稻荷宮 長壹尺五寸 四方山中

社地六拾間四方

一 姫宮 同斷 勘定

社地拾五間拾貳間

中略

帳尾 =

右之通り = 相違無御座候以上

天明四辰年七月 柿崎村

組頭 權左衛門 ㊦

組頭 喜右衛門 ㊦

庄屋 元右衛門 ㊦

御役所

柿崎村は本郷村和志山を距る北貳拾町餘の所に在り昔
は同じく鶯取郷の中にありき鶯取神田を稱する地名

のあるあり天明四辰年七月調への反別明細帳の中に慶
安貳丑年御改水帳壹册水野監物様御檢地三河國碧海郡
柿崎村高參百五十三石五斗七升貳合内中略熊野權現長四尺五寸
横三尺五寸西宮社地參拾貳間四方同拜殿長二間半白山權
現長壹尺五寸東宮社地拾五間横壹尺貳寸拾貳間と見ゆたる此東西
両宮は同所に並び立てり文政年間私に東宮白山權現の
社前に式内和志取神社と記せる標石を立て和志取神社
と稱するも恐らくは非ならん若し果して式内神社なら
むには縱令後世に至り神社衰微に及びたりとも社地位
は除地にて有べきに反別明細帳に見ゆたる如く両宮共
村高參百五拾參石五斗七升貳合の内なる年貢地なりし
を以て考ふれば此は必ず後世人民の私に白山權現を祭
りし社なること疑ふべからず畢竟此の頃は本居平田の

両大人が専ら古學を唱へられし後にて其門人等が私に
式社の調へなき爲せし時に同じ鷺取郷の内にて同大字
に鷺取神田なご字する地名のありしより強て附會した
るなるべし祭神天日鷺命忌部氏遠祖にして鷺取郷に忌
部氏の由縁あるの証なし是を本郡の郷名に依て例せば
櫻井郷和名抄首櫻井氏姓氏錄櫻井神社あり大岡郷和名抄首を大岡
忌寸姓氏錄大岡神社あり鷺取郷和名抄首を御立史姓氏錄鷺取神社
大方首の故を以て郷名とし首の祖神を祭る是昔時の郷
社なり首の祖神を祭る事古語拾遺續日本紀文德實錄等例多し鷺取郷は御使朝臣御立史等
有て皆氣入彦命の後裔たること正史に顯著なり古制郷
の首の祖神を祭る柿崎村和志取神社祭神天日鷺命は忌
部氏の遠祖にして鷺取の郷の首は忌部氏たる証なし忌
部の氏人三河の國に來りしは文德實錄に従五位下忌部

宿根木上參河守に任す云云然れども碧海郡に關係なし
郷名の起原たるや上古にあり出雲風土記に靈龜二年の
制に依り里を改めて郷となす云云文德帝は平安の都と
なりし後なり古書に據れば續日本紀に三河碧海郡の人
石村の押繩に忌寸の姓を賜ふ文德實錄五の卷に安部氏
主參河守に任す然れども忌部の人の首となりし事なし
祭神天日鷲命と定めたるは是れ社名に纏りて附會せし
ものなれば論ふにも足らぬひかここなる歟

碧海郡誌 (柿崎村)

神祠村社和志取神社 官有地 祭神天日鷲命

疆域八畝歩創祀年歴不詳

同書

柿崎村和志取神社曩には白山社と稱せしこと近村老

若能く知る所なり云云

參河國官社考集説

本多新家二本共柿崎村白山社は社地凡五畝許も有て
其邊の字をワシトリと云ふ古松數本あり産土神とは
別なり政方云海道宇頭村の北柿崎村に字和志取と云
ふ處あり其所に白山の社あり社は一間許の小社にて
境内は除地にて古松大樹等あり最古き棟札もなく社
人もなし村の若者等祭禮を取行ふのみなり可考とい
へり

近き年社地の入口に二十六座内和志取神社といふ標
石を立てたり

考証 加茂郡御館村

御館村

國は三河郡は加茂郷は高橋
碧海郡界を去る壹里半舉母を去る半里矢作川の東岸に
位す

姓氏錄曰御立史中略 參河國青海郡御立地に居す依て
御立史賜姓

加茂碧海の兩郡昔より郡界の變革有しことなし故に加
茂郡御館村は氣入彦命に緣故無き一証とす
高橋郷

和名抄加茂郡名の部に高橋多加首高橋氏は姓氏錄に高
橋朝臣阿倍朝臣の同祖大稻與命後也云云
是れ氣入彦命に緣故なき二証とす

編者實地を見猶里人に問ふ昔此里の邊りに今野見村高橋
藏人と云ふ人住みし古跡あり故に高橋郷又高橋の庄と

云

此古跡御館村に接近するより考ふれば是即ち高橋朝臣
御館の跡ならむ御館の稱爰に起るか御館の稱氣入彦命
而已に不非例を擧れば古事記に垂仁天皇の陵は菅原の
御立中に在り云云

御館村現今野見村を實檢するに村社を和志取神社と云ふ
民家に接續すヒダの社と云ひしを好事の人此名を貢し
奉りしならむ氣入彦命に緣故なき證を擧げむ此村の地
内に古墳墓古塚壹個も無し皇子王族の居をトし給ひし
御館に古墳墓無き所謂なし是を以て三証とす
編者實地を見且里人に問ふ御館村に接する牛野村には
種々なる古跡あり古塚も三個ありしを今は田畑と云ふ
字を三ツ塚と云ふ

此村の産神を野見神社と云ふ數村の氏神式内未定祭神此御社は野見山の嶺に坐す舊社なり此山の麓に野見澤と云所あり陶器の破片出る所ありと云ふ里人に随つて往て見るに最も古き陶器のかけ三ツを得たり之を考ふるに延喜式大嘗會雜器の下に三河國造所等呂須伎云と有り土師の人此里に住し祖神を祭りたならむ然れば此三塚は土師氏の人等の墓ならむ森村現今野見村大字森御館村に接近す姓氏錄曰守公景行天皇々子大碓命の後也古事記曰大碓命守君大田君嶋田君の祖なり云云日本書紀曰大碓命中畧身毛津君守君二族始祖也云云編者森村を實見するに牛野御館森一村の如し産神の坐所を森の社と云字は園ツチと云八柱神社を祭る此御社の樹木茂り拜殿は平地にあり本社位置古塚の上に有り

松檜生ひ茂り實に閑寂千歳の佛見ゆ推て云むも畏けれとも守公の御墓所には非るか猿投山大碓命へも程近く舉母郷梅ヶ坪と云村に太田氏の舊家ありて大碓命に故有りと云若しくは守公の御館には不非か按るに古への學者等加茂郡高橋郷なる御館村に注意せしより後世好事の人同村の比太神社を式内和志取神社と附會したるなるべし此は甚だ非なり其所以は御館村は碧海郡界を距る事壹里半餘なり而して加茂碧海の兩郡は往古より郡界の變革ありし事無しされは碧海郡界を距ること壹里半餘の隣郡中に氣入彦命の御立の地のあるべき謂なければなり況や碧海郡志貴莊本郷村字和志山に和志取皇子の御立の地名現在するをや何ぞ煩はしく之を他所に求むべきや然れば加茂郡高橋郷なる御館村を牽強附

會して比太神社に和志取神社の名を貢せ來りしなり例
を擧て言はむ櫻井郷あり首を櫻井朝臣と云ふ祖神を祭
り櫻井神社として郷社とす長谷部郷長谷部連首たるに
より長谷部神社を郷社とす大方然り然れば高橋の郷に
して首は高橋朝臣なる祖神ならぬ氣入彦命を祭る理あ
らむや是に由て考れば御館も氣入彦命に關係無し和志
取神社も好事の人の作意なる事の証とするに足る

考証鷲塚村

參河國官社考集說（和志取神社）

梁本云鷲塚村天滿天神也と云非ならむ又云鷲塚新田可
尋歟戸本云鷲塚村天滿宮社人清水清七
千足本云正幸云ッシ塚村は古へ幡豆郡なり
和名抄に大濱修家とある修家はッシ塚の事なり

新家千足云鷲塚村は昔鷲尾氏の領地にて同村に同氏塚
あるに依て鷲塚村と云へり鷲尾松と云ふ大木あり按に
該家大系圖に平貞盛五孫世を鷲尾遠衡と云ふ住三州吉
良とありしは鷲取には由なき歟可考といへり予天保十
年九月鷲塚村の産土神天神社に參詣づる其社地は三方
田にて（古クハ入海ナルベシ）築出したる如き岡にて社は其
高き極の北端の所にありて本社四尺許外屋あり拜殿貳
間參間石鳥居あり其社人清水清七といふを一向宗門訪ひ
て問聞るに祭は六月十五日也古き事は絶て知れずと云
へり

碧海郡誌（鷲塚村）

郷社志貴庄（慶長以前幡豆郡に属す）
神祠村社天滿宮 官有地

創立年歴不詳

考証高取村

參河國官社考集説

政香又云碧海郡に高鳥村あり其村に専修坊と云る一向宗の寺あり其寺の古記文又慶長の御朱印文に鷹取村とあり古書に鷹と鷲と通はし云る例もあれば是ならむか可考と云へり

按に鷲塚高取二村共に延喜式の頃には海なるべければ如何あらむ地理を能く考ふべし

予天保十年九月高鳥村にモノシテ其産土神に詣て、問聞ひに神明社にて中殿神明左右春日八大龍王三座相殿にて例祭八月貳拾參日也一村不殘一向宗にて社人もなく古きことは不知と其村の人はいへり

編者云以上の考証に徴する時は鷲塚非なり高取非なり何れも式内和志取神社たるべきの理由なし然れ共競ふて式内和志取神社たらん事を具上せしは強て村名より附會せしならむ是好事の人の作意に依る歟

考証宇頭村

碧海郡誌宇頭村

村名義不詳今強て考るに或は獨活生の義歟本村に獨活の生す可き卑温の地多し延喜式に古者參河より獨活の貢獻も有り(獨活ハ貢藥廿一種ノ一也)

統領正保貳年丁酉以來岡崎城主數氏歴世の領爲り以て明治の際に至る

郷庄志貴莊鷲取郷

神祠村社神明社官有地

祭神大日靈貴尊

現今の地は字、御休、舊地は其南字御立に在り古豊阿彌又小野正満と云者有て各氏の後裔累世尊崇せしが神祠焼亡してより御休に遷すと云祠址に三つの古塚有り其第三坤位の塚半月形を做す蓋南北二村經界を分つの時鑿斷して半規を蝕ふ(半月塚より以南は現今蓮華寺山也西本郷村に屬す)或曰曩昔本村地論に因て蓮花寺を亡ふ新に經界を正し半塚以南他村となる(年歴不詳)

古來例祭

八月六日 日本武尊

村社神明社御由緒調査書

古器物

明治二十二年一月第四の塚を發掘の際古製の大刀

(長五尺八寸(巾三寸三分)及古製の金環一個出たり)

檢地帳(宇頭村)

御立

一上田四畝廿七步

八右衛門

一上田貳畝步

同人

一上田貳畝六步

同人

一上田一反一畝三步

捨右衛門

一上田八畝廿七步

友五郎

一上田一反一畝二步

五郎右衛門

一上田六畝步

吉右衛門

檢地帳(宇頭村)

御立

一下畑一畝八步

次郎右衛門

一下畑一畝廿步

源右衛門

一下畑一畝廿三步

傳十

一下畑四畝廿三步

五郎右衛門

一下畑一畝一步

清右衛門

編者云右の檢地帳は寛文四年八月十五日神山五郎大夫と安達新左衛門と連署して奉行所へ届出でたるものなり

宇頭村地圖書入

一舊字御立

地名宮跡

一御立

笠取池

一舊字御立

(畑地)

一舊字御立

城跡

編者云御立はミタナニ訓ひへし景行天皇皇子氣入彦命

の御館の在りし所なるより起りし地名なり此地は本郷村字和志山御陵墓と地續にして此地一帯を舊字御立と云ふ

舊字御立に古塚九個あり五個は本郷村字和志山舊字御立四

個宇頭村舊字御立に在り九個中本郷村字和志山に在る最大

の古塚こそ皇子の御陵なれ此九塚は必ず氣入彦命を始

め御立史一族代々の有功なる御方々の墓塚なること疑

なし本郷村字和志山にある最大古塚は明治二十九年十

一月御陵墓に指定せられ目下宮内省の所屬となり監守

を置かる之れ御立は皇子の御館の在りしより起りしよ

り起りし地名なる事証に足る

跋文

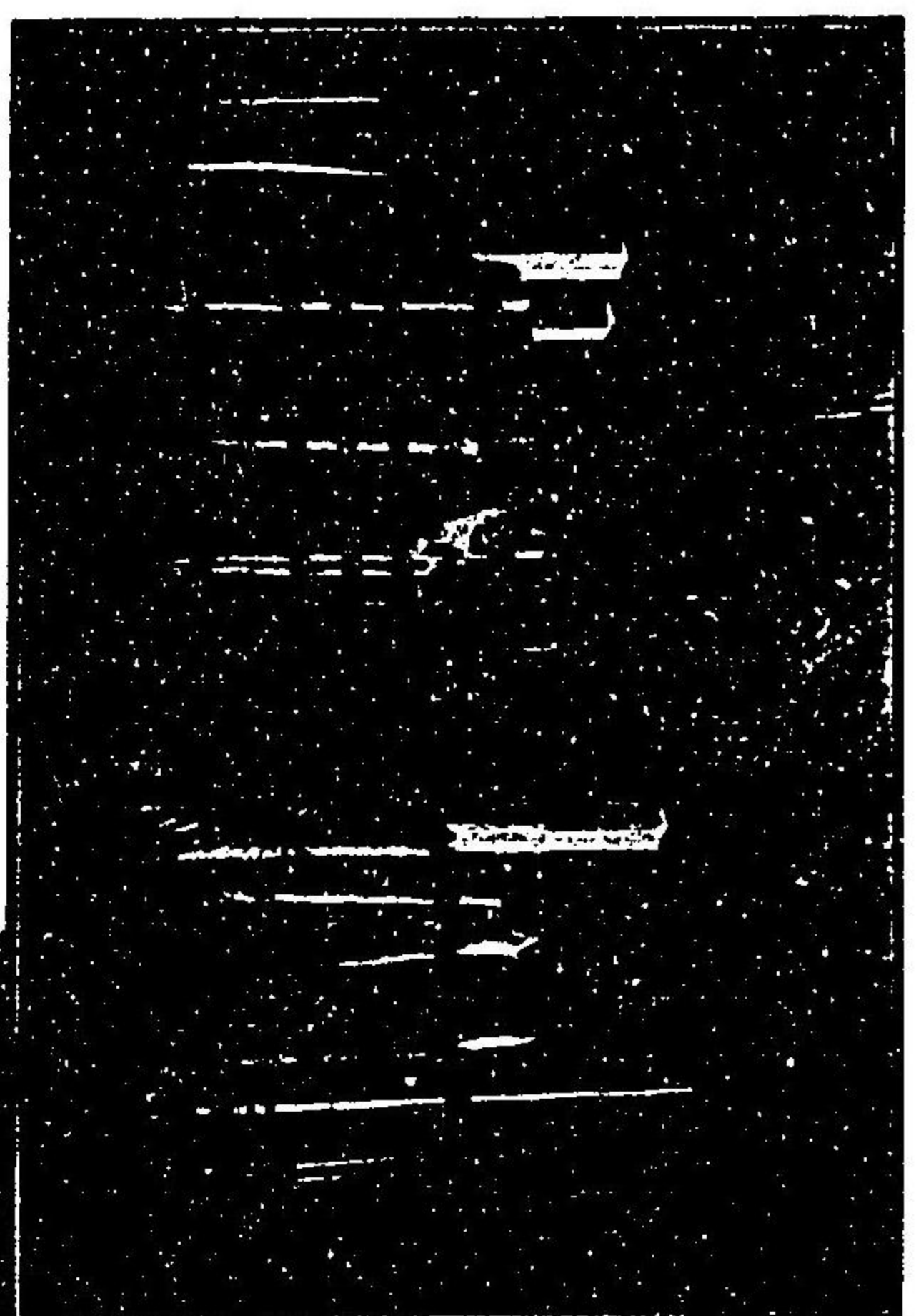
式内和志取神社柿崎村にありと近年編製の某書に載せ
あれども確證とすべきものにあらず只驚取の地名ある
より白山社をして和志取神社と強て附會したるなるべ
し本郷村和志取神社は以上列記する考証に徴し式内た
ること疑なきものと信す按ずるに吾か皇國の神社は帝
室祖宗の神廟若くは國家に偉勳ありし臣民の靈廟なれ
は其所在を瞭らかにし之を崇敬するは吾か國民の本分
にしは是は吾が國体を保護する方法の第一義なるべし
然るを世に神社々格の事などに熱心する者を評して狂
人の如く嘲る者あり甚だ國家に不忠の徒と謂ふべし然
れども事實を牽強附會して其是非を諍ふ者はまれば亦神

明の冥鑑最も恐るべきなり嘗て式内和志取神社所在地は從來確然ならざりしか種々の考証を得て漸く燦然たり故に之が考証を編纂し顯して和志取神社史と名く

和志取神社史終

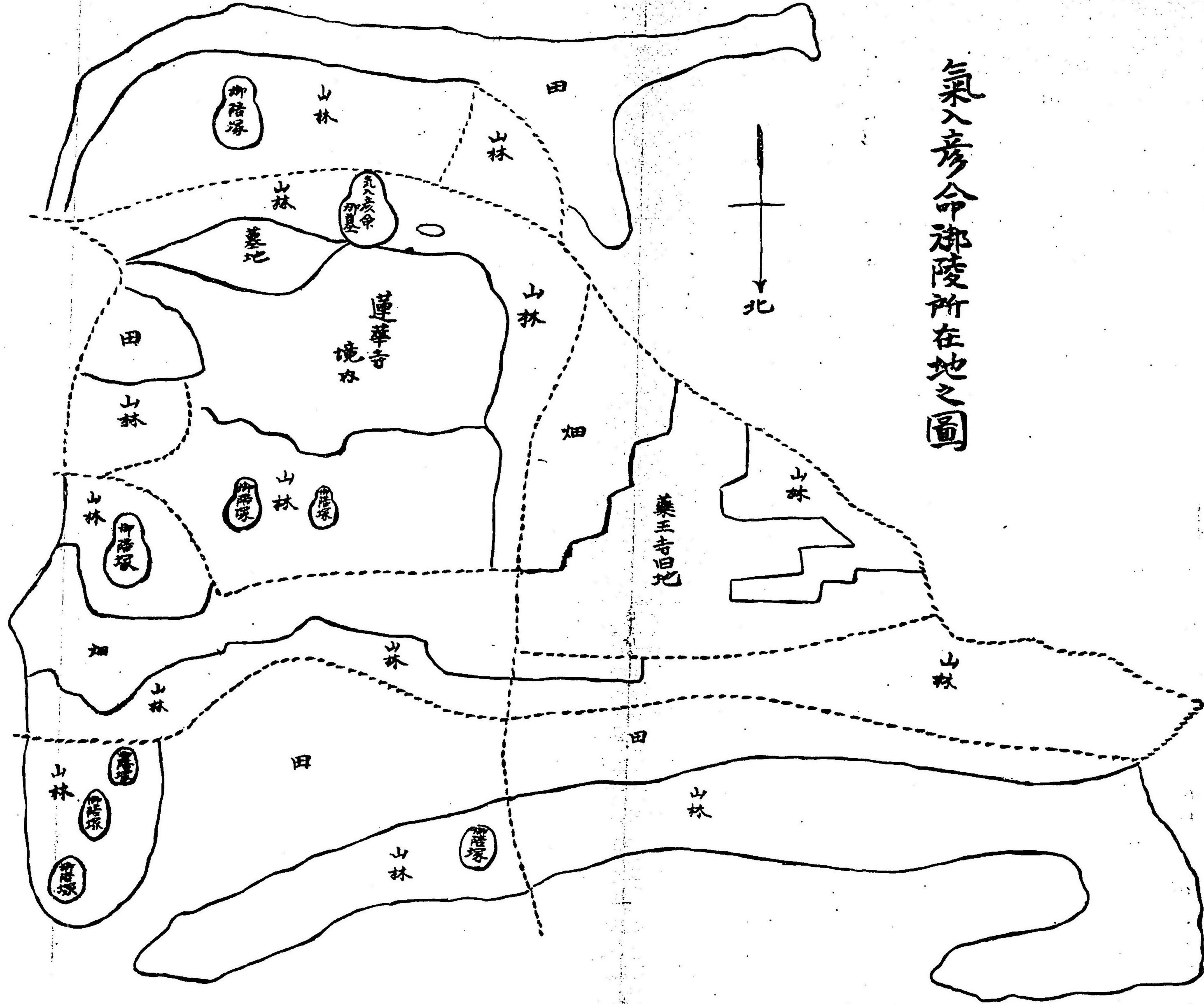
明の冥鑑最も恐るべきなり嘗て武内宿志取神社所在の
地は從來離然をらざりしか程々の巻証を得て漸く潏然
たり故に之が考証を編纂し願して和志取神社史と名く

和志取神社史終



陵御命彦入氣

氣入彦命郡陵所在地之圖



柳陰塚

山林

田

山林

山林

氣入彦命

墓

蓮華寺

山林

田

山林

畑

藥王寺

山林

山林

山林

塚

塚

畑

山林

山林

山林

田

山林

塚

田

山林

塚

山林

塚

塚

御陵墓史

監守 土屋彦吉編

景行天皇皇子氣入彦命御陵

御所在地三河國碧海郡矢作町大字西本郷字和志山

明治二十九年十一月御陵墓傳說地御指定

兆域貳反五畝貳拾六步

明治三十年三月御陵墓宮内省御所轄

御陵墓所在地ノ考証

氣入彦命御陵所在地は矢作町大字西本郷字和志山俗に蓮華寺山と云ふ昔時は志貴庄鷺取郷字頭村現今矢作町大字字頭の地なりき
 參河堤の寺院の部に宇頭村芙蓉山蓮華寺とあり其所在地
 大字西本郷字和志山舊字御立の寺跡と云ふ舊字御立の中に大小九箇
 の古墓塚あり五個は大字西本郷四個は大字宇頭の地内に

在り其九個中最大なるものは即ち蓮華寺の側に在る古墓塚にして是れ此命の御陵なりされは自餘此等の八箇も亦必ず氣入彦命を始御立史一族代々有功なる方の墓塚なること疑なし嘗て大字北本郷舊名川原本郷村村社神明宮の祠中に納たる天正十五年改寫せし古文書あり其文に云く鷺取卿の御尊宅の跡へ藥王寺を引改め即ち蓮華寺と稱す此辰己の方に鷺取卿の塚あり又南方に小塚あり山賊塚と云ふ其己來原書已來と書けり大鷺賊と云ふ山賊あり往還の旅人を令煩故帝王の依勅命公卿退治し給ふ從是鷺取と御名を申奉る此所に御尊宅ありと云ふ下畧

此書俚俗の製したる物にて甚讀かたし今少しく文字を修正して要文を引けりカクテ此皇子大王主を捕り給へるに依て和志取の皇子と稱し奉り古文書に鷺取卿とあるは俚俗固より皇族の別を知らず凡て京家の御館のありし所を御立といひ郷を人を公卿と心得たるが故なり

鷺取郷と云ふと古老識者の言傳ふる所なるのみならず又故羽田野敬雄が諸書に徴して考証したる所なり

御立字名の考証

寛文四辰年參州岡碓城主水野大監物の取調べられたる參州碧海郡宇頭村田方檢地帳に同村字名六十有餘を記載したる中第二十九に御立といへるあり明治二十年内務省地誌編製に付き該村より出せし志貴村大字宇頭田畑舊新字反別筆數調記にも南家下反別貳町貳反壹畝五步筆數三十一筆舊字御立宮跡とあり此字御立は往時御立史一族の居處の名殘にして此舊字御立の地は今西本郷字和志山御陵墓附近の舊字名なり

神社の縁日并祭神之考證

日本書記景行卷天皇男女前後並八十子然除日本武尊推足

彦尊五百城入彦皇子之外七十余子皆封國郡各如其國故當時
謂國之別者即其別王之苗裔焉古事記繼向之日代宮之段凡
此帶日子命證景天皇之御子等中略并八十王之中若帶日子
命證成天皇與倭建命亦五百木之入日子命此三王貢太子之
名自其餘七十七王者悉別賜國々之國造亦和氣稻置縣主也
五十狹城入彦命は諸國の國造和氣稻置縣主等に別に賜ひ
し中一柱なりし事疑なし

新撰姓氏錄左京皇別上御使朝臣出自謚景行皇子氣入彦命
之後也譽田天皇御世御室羅使大王主印本ミナ主ヲ生ニ誤ル主生ノ
石生社ナルベキヲ主石神社トヘリ主ヲハ誤リ易シヲ生ニ誤ル主生ノ
神訓ムハ宮主ヲミヤジト訓ムカトシ主ヲ等遁逃不仕天皇遣使
尋求不復命於是氣入彦奉詔括追於參河國捕獲參來天皇嘉
令使者賜姓御使連也續日本紀合又右京皇別下御立史御使
之舊印本使ヲ史ニ誤ル今同氏氣入彦命之後也持統天皇御代

依居參州青海郡御立地賜御立史姓日本紀漏氣ハ平安朝以前
用ヒタリ平安遷都後ハ多クハ假名ニ用フ景行天皇の御子に城入彦命
故ニ氣ノ音ト城ノ訓ト同シクキナリ假名ニ用フ
と申すは五百城入彦命と五十狹城入彦命と二柱のみ古事
ハ此命ヲ若木ノ入日子王ト爲セリ然ルニ然して五百城入彦命は太
書記ノカタ正シキ由古事記傳ニ見エタル記ニ
子の御名を貢ひ坐する三柱の中なれば別賜の御子達の列
には入給はず然れども今此氣入彦命は五十狹城人彦命な
ること疑なし抑も五十狹城入彦命は既に景行天皇御世に
參河の國造か和氣か或は稻置縣主かなごに別賜したまひ
て應神天皇の御世都に上りてをばし坐し領地碧海郡今本
和志山にて大王主等をつり給ひし御使の功に由て御使連
の姓を賜ひしなるべし御子孫數多同郡近隣に蕃殖りまし
ゝが祖宗御立史即チ御館の地に住み賜ひしより持統天皇の御
世苗裔に御立史の姓を賜りしなり然れば御一族御祖宗を

祭りたまへるものは即和志取神社なり故に其祭神は五十
狹城入彦命の神靈にましますと疑ひなし
神器古劔堀出に付ての考証

明治二十二年己丑三月大字宇頭の農民初山傳十なる者所
有地此地舊字御立の松林中の古塚コレ九塚を桑園に爲むとて
草原を開拓したりしか其時土中より多くの石を堀出せり
其中より五尺八寸の太刀一口と金環一個を得たり傳十直
ちに官に訴へしか官は之を地主傳十に下附せらる傳十の
の二品を村社の寶庫に納む按するに此品最も古製の物に
して平城已前の製品と思はる然る所以は崇神垂仁の兩御
代に治工を徴して太刀數口を作らしめ給ひしとあり孝
徳天皇の大化マ々文武天皇の大寶に造兵の職員を置給ひ
しとあるれどもマ々太刀の寸尺などに御定は無かりし由

なるか延喜五年に至りて太刀一口鐵十斤五兩を以て鍊造
し長貳尺四寸と定め給へり是は當時の人の体格に相當し
て帶刀の量を定め賜ひしものをなれば五尺八寸の長刀は平
城已前よりも古く崇神垂仁兩朝の製作と察せらる
編者云

景行天皇皇子氣入彦命御陵墓所在地の詳ならざるに依り
文政天保年の頃三河の學者羽田野敬雄翁心を盡して御所
在地を搜索し本郷村字和志山に來られしが蓮華寺畔和志
取塚と云ふ大なる古塚あるに留意し墓域を見るに巨檜老
松鬱々蒼々として綠苔を地に敷き一見往時を追想し懷舊
の情起りて止まざるものあり再三來り訪ひ終に渡會延經
か神名帳頭書に據り延喜式古事記日本書記姓氏錄和名抄
社藏古文書等の古書を参考とし是を正しく氣入彦命の御

陵墓ならんを断じ考証を列記して塚前に墓標を建てられ
き王政復古明治維新となりて帝室に於ても之が御調査を
命せらるゝに至れり之れ實に聖世の然らしむる所と云つ
べし爾來川喜田庄次郎翁杉浦茂平土屋彦八上田惣七等の
篤志の人々多年専ら調査を遂られしに其墓形前方後圓に
して御陪塚の位置御溝の形状正しく景行天皇御時の古陵
なる事疑なきにより明治二十四年十一月宮内大臣へ稟申
に及ふ同二十六年十二月宮内省より藤田諸陵助殿六村宮
内属殿春日宮内属殿の御來墓御調査あり同二十九年十一
月御陵墓傳説地に指定せられ兆域貳反五畝貳拾六歩を御
陵墓の地となし正面に門扉を設け周圍壹百七拾八間四尺
を木柵井に生垣にて囲ひ年々御陵に用する經費を下賜せ
らるゝとこなれり 御陵墓史終

附録

村誌

土屋彦吉編

村落 古村也創起不詳

村名 碧海郡ノモトサト故ニ本郷村ト稱ス後ナ東西ニ分
ル位置西ニアルガ故ニ西本郷村ト云フ北本郷ハ本村ノ
支派ニシテ昔時川原本郷ト云フ其所謂ハ往昔矢作川ニ
堤坊ヲ壅ク田畑ヲ作り村落ヲナス故ニ川原本郷ノ稱起
ル后世變遷シテ東本郷村ニ併ス文政八乙酉年分離以來
東本郷東分ト云フ明治拾四年五月上申シテ北本郷村ト
改ム暮戸ハ本村ノ支派タリ昔時本村ハ田多ク人口寡ク
シテ遂ニ蕪葭ヲ生シ悉ク荒蕪セリ依テ氓民ヲ募リ住者
ニ田圃若干ヲ班ツ募リニ應スルモノ拾貳戸人口四拾人
ヲ以テ一村ヲ興ス時ニ寛文貳年貳月ナリ東別所村西別
所村別郷村皆本村ノ支派也

村

誌

領主管轄 昔時不詳天文拾八年田中兵部少輔入城シ岡崎
城主トナリ慶長元年原隱岐守同五年本多豊後守正保貳年
ヨリ水野監物子孫數世明和元年ヨリ其支族水野式部子
孫數世ノ采邑ト爲テ明治ノ際ニ至ル明治貳年三河縣
設同 年 靜岡藩同五年額田縣岡崎同七年更ニ愛知縣ノ管
轄トナル

鄉莊 低土ハ平田莊長谷部ノ鄉和名抄和志山ハ志貴莊和名抄取

位置 疆城本郡ノ東部南北ノ中央ニ位ス東ハ東本鄉村ニ
連リ西ハ東別所村別鄉村ニ接シ南ハ富永村北ハ宇頭村
暮戸村ニ界ス

地勢 低土及乾土 (字和志山)
土質 低土ハ織紗 乾地和志山赤土埴土

舊領 正保貳年調高七百六拾四石五斗九升四合全四年調
改增高六拾參石五斗五升參合居林貳町九步合セテ高八
百貳拾八石壹斗四升七合寛文貳年貳月拾八日地分別高
貳百貳拾五石九斗四升九合暮戸村ニ分地引殘六百貳石
壹斗九升八合延寶六年改增高壹石七斗七升合高六百參
石九斗六升八合也

明治九年改正田畝

水田 參拾四町五反五畝貳拾七步 每反壹石九斗四升
收獲米六百七拾石四斗四升五合
陸田 拾五町參反貳畝步 每反壹石七斗六升
收獲米貳百六拾九石六斗參升貳合
宅地 四町壹反五畝貳拾參步
山林原野 原貳畝壹步 林參町八反八畝六步 以上民有

地

林壹反五畝五步

官有地

溝渠 新堀川水源ヲ北野村ニ發シ伏臥ヲ以テ鹿乘川ノ底
ヲ貫キ西本郷村ニ沿ヒテ東ヲ流レ折レテ郷中ニ入字御
立ニ至リテ更ニ西南ニ流レ下流坂戸村田ニ漑キテ盡ク
前後拾參ヶ村ノ功要ノ水也
幅員 東西八町五拾間 南北拾五町參拾間 周圍貳千七
百間

面積 拾九萬六百六拾四坪

人口 參百五拾六人

内 男百六拾參人
女百九拾參人

戶數 七拾八戶

橋梁 石橋拾壹ヶ所 明治拾四年板ヲ石ニ變更セリ
字東岩戸新堀川ノ架橋及字蓮沿悪水路ノ架橋費ハ本村

費ヲ以テ明治拾四年板ヲ石ニ變更字平田ニ架スル石橋
モ全拾四年ニ東本郷富永村本村ノ三ヶ村ニテ板ヲ石ニ
架替

閭里 字岩戸全宮地全座主ノ三區ニ家ス昔時ハ和志山ニ
家ス古井戸及古屋敷數多アリ

神祠 和志取神社

祭神 景行天皇皇子五十狹入彦命

碧海郡西本郷村字御立 鎮座

産子 西本郷村

暮戸村

東本郷村

北本郷村

延喜式神名帳ニ 和志取神社

參河國內神名帳ニ 正五位鸞取天神

渡會延經神名帳首書ニ 景行天皇之皇子氣入彦命於此地
捕逆臣故号和志取

御巫清直神名帳頭註ニ 狹投神和志取神皆兄弟神也鸞取

村誌

三

山按和志取神者氣入彦命也其奉詔捕獲逆臣於此地故爲社名爲郷名歟和名抄云鷲取和志止利新撰姓氏錄左京皇別上ニ御使朝臣出自諡景行皇子氣入彦命之后也譽田天皇御世御室雜使大王主等遁逃不仕天皇遣使尋求不復命於是氣入彦奉詔括追於參河國捕獲參來天皇嘉令使者賜姓御使連也續日本紀合又右京皇別下ニ御立史御使之同氏氣入彦命之後也持統天皇御代依居參州青海郡御立地賜御立史姓日本紀漏嘗テ景行天皇ノ御子ニ城入彦命ト申スハ五百城入彦命ト五十狹城入彦命ト二柱ノ古事記ニハ此命ヲ若木ノ入日子ニ見エタリ然シテ五百城入彦命ハ太子ノ御名ヲ負ヒ坐セル三柱ノ中ナレバ諸國ニ別賜フ御子ノ列ニハ入り給ハズ抑々氣入彦命ハ既ニ景行天皇ノ御世ニ參河ノ國造

カ和氣カ或ハ稻置縣主カナドニ別賜シタマヒテ應神天皇ノ御世都ニ上リテ坐ハシマシレカ領地碧海郡今和志ニテ大王主等ヲ捕リ給ヒシ御使ノ功ニ由テ御使連ノ姓ヲ賜ヒシナルヘシ御子孫數多近隣ニ蕃殖リマシ、カ祖宗御立即チ御館ナリノ地ニ住ミ賜ヒシヨリ持統天皇ノ御世苗裔ニ御立史ノ姓ヲ賜リシナリ然レバ御一族ノ御宗祖ヲ祭リタマヘルニテ是即チ和志取神社ナリ故ニ其祭神ハ氣入彦命ノ神靈ニマシマスナリ三河國官社考集説ニ鷲取神社ハ本郷村ニアリ云云社傳ニ祭神景行天皇皇子氣入彦命産子西本郷村森戸川原本郷村東本郷村村東別所村祭日四月九日九月十二日往昔ヨリ領主ハ祭日ニ供物ヲ捧ゲ代官ヲシテ代拜參向セシムルノ例也和志取神社當地勸請ノ所以ハ譽田天皇ノ御宇御室ノ雜

使大王主ナルモノ逋逃シ來リ當國ニ跋扈シ朝命ヲ奉ゼ
ズ依テ氣入彦命ニ詔シ之ヲ征ヒシム命當國ニ降リ大王
主ヲ捕獲シ朝廷ニ奉リシカバ國內治マリ庶民大ニ安堵
ス天皇深ク嘉シ給ヒ御使連ノ姓ヲ賜フ竟ニ此地ニ薨去
レ給ヘリ大王主ヲ討取給ヘル功績ヲ以テ御神靈ヲ祭リ
和志取神社ト尊稱シ奉ル其御陵墓ハ當社同地ニアリ
下略

和志取神社御鎮座地ノ事

和志取神社御鎮座之地ハ本村鷺山舊字ニアリ言モ畏キ皇
子命之神靈ヲ齋ヒ奉リシ御社ノ定カナラザル所謂ハ中
世ニ國守國中之官社ヲ國廳ノ傍ニ勸請レ此御社ニ奉幣
シテトリスベテ祭ル是ヲ總社大明神ト稱ヘ奉ル今尙國府ニ
又治承ノ頃ヨリ元龜天正ノ頃マデ數度ノ戰場ニテ神祝

モ散亂シテ別當藥王寺アレヒ神ヲ鎮メ奉リ一ノ鎮守
堂ニ異ナラズ此類例諸國ニ多シ寺モ又兵火ニ罹リテ滅
亡シ山中ニ小祠ノミ殘リ坐シマヌモ其當時ノ人式内官
社ノ何タルヲ知ラズ駕取權現又天王トイヒ傳フ故アリ
テヤ領主ハ此社地ヲ除地トシ祭ルニ供物ヲ捧ゲ代官ヲ
シテ參拜セシムルノ例ナリ爰ニ文政天保ノ頃本郡中ニ
式社和志取神社ト稱ヘ奉ル御社一社モアラズ其頃本國
ニ聞エシ學者等羽田野敬雄氏ノ人々熱心ニ御所在地ヲ
搜索シ奉リシ事ハ官社考集說官社私考等ニ詳カナリ何
レモ此鷺山ノ御社ニ心ヲヨセ問ヒ來ル人々ニ何心ナキ
里人等カ享保文化ノ昔鷺取權現ト教エシヲ思ヘバ神隨
ナラシカ明治六年ニ至リ鷺取權現ノ祭神氣入彦命長谷
部神社祭神五十狹城入彦命御同神ナルニヨリ長谷部神

社へ併せ奉る御沙汰アリ因テ御神靈ヲ遷シ奉ル是現
今鎮座ノ御社ナリ
進ミ行大御代ノ恩澤ニ浴シ漸々村民等ハ敬神ノ道ヲサ
トリ式内官社ノ最モ尊フトキ事ヲ知リ明治六年式内和
志取神社ト公稱ノ義ヲ氏子惣代上田惣七土屋彦八土屋
繁右衛門藤井源三郎上田清兵衛近藤九兵衛等ヨリ教部
省へ上申ス同省調査ノ上左ノ御指令アリタリ

參河國碧海郡西本郷村鎮座

長谷部神社

今般教部省ノ指令ニ因リ延喜式内三河國二十六座之
内和志取神社確定候事

明治七年五月 愛知縣圖

明治八年貳月何等ノ所以ニ因テ歟式内取消シ長谷部神

社ト復稱ノ令アリ明治拾貳年參月更ニ和志取神社ト御
指令アリ

和志取神像發顯之事

御神像最古ノ木製ニシテ和志取神像ト朱字ヲ以テ書ス
其文字千歳ノ古色アリ識者ノ鑒定ニヨレバ正敷古製ニ
シテ延喜五年ニ諸社ノ神像ヲ造ルト云アル其當時ノ物タ
ル事確實ナリト云フ抑モ御神像ノ御發顯ハ明治貳拾壹
年内務省地誌御編纂ノ際川喜田神職惣代土屋彦吉此事
ニ係リ同年四月九日鷺山蓮花寺ノ古器物古文書調査ノ
際不思モ此御神像ヲ發顯シ得タリ寺僧ニ乞ヒ地方廳ニ
稟申ス命ニ依リ御神像ヲ和志取神社本祀ニ鎮メ奉ル
舊記

社藏古文書 天正十五年正ニ鷺取卿の御尊宅の跡へ藥王寺

を引改め即ち蓮花寺と稱す此辰巳の方に驚取卿の塚あり又南方に小塚あり山賊塚と云ふ其已來原書已來ト書クナラ大驚賊と云ふ山賊あり往還の旅人を令煩故帝王の依勅命公卿退治し給ふ從是驚取と御名を申奉る此所に御尊宅あり下畧あくて此皇子大王主を捕り給へるに依て和志取の皇子と稱し奉り古文書に驚取卿とあるは但俗固よりの人を公卿と心得たるが故なり御館のありし所を御立と云ひ郷を和志取郷と云ふ

末社

境内

無格社一

末社四

長谷部神社

西本郷字御立鎮座御相殿

祭神景行天皇皇子五十狹城入彦命

舊事記に景行天皇皇子五十狹城入彦命三河長谷部直祖とあり

續日本紀に神護景雲二年八月己酉三河國ヨリ獻ス白鳥同丁

九月辛巳勅今年七月八日得テ三河國碧海郡長谷部ノ文撰所獻白鳥

孝經援神契曰德至鳥獸則白鳥下云 依而勅瑞式白鳥是

爲中瑞云云朕以菲薄頻荷鴻貺思順先典式覃惠澤宜云云

長谷部文選授少初上賜正稅五百束上云云

文書

定

一御年貢納所事請納証文明 上少マ於無

沙汰者可爲曲事然者地頭遠路ニ令住居

者五里中年貢可相届但頭其知行ニ在之

者於其所可納事

一陣夫者ニ百俵一疋一人可出之荷積者下

方升可爲五斗目扶持米六合馬大豆一升

地頭可出之於無馬者步夫二人可出也夫
免者以請貢一札之内一段ニ一斗引之可
相勤事

- 一 百姓屋敷分百貫文參貫文以中田被下事
 - 一 地頭百姓等履年中ニ十日並代官備三日
爲家別可出之扶持米右同前事
 - 一 四分一者百貫文ニ二人可出之事
 - 一 請貢之納所若大風大水大旱年有上中下
共ニ以春法可相定但可爲生糶之勘定事
 - 一 竹藪有之者年中ニ公方ニ五十本地頭ニ
五十本可出事
- 右七箇條所被定立也若地頭及難遊者以
日安可令言上者也仍如件

天正十七年十月廿七日阿部善八郎正次華押

三州本江 蓮華寺

右蓮華寺藏也

寺觀 和志山蓮花寺ハ氣入彦命ノ御陵墓ノ傍ニアリ昔時
和志王山藥王寺ト稱ス行基菩薩ノ建立セシ所ナリ建武
二年兵燹ニ罹リ殿堂悉ク燒失ス享祿二年更ニ天台宗蓮
花寺ヲ建ツ天文二年曹洞宗ニ轉ス本國渥美郡仁蓮木村
全久院ノ末寺トナル傳法開基光國中興ハ順智ナリ本尊
藥師如來薩ノ作行基善ヲ安置ス五香湯ハ藥王寺古傳ノ藥法ニシ
テ是ヲ調シテ病者ニ與フ遠近ノ人來テ之ヲ服用ス是藥
師如來夢想ノ靈藥五香湯ト云フ足利氏ノ時佛供田若干
寄附アリ德川幕府治世中ニハ境內及山林皆除地タリ末
寺ニケ寺アリ西牧内村聖禪寺大濱茶屋村永安寺

寺格ハ小本寺

本朝文粹ニ 晚秋過參州藥王寺有感慶保胤
 參河州碧海郡有一道場曰藥王寺行基菩薩昔所建立也聖
 跡雖舊風物維新前有碧瑠璃水後有黃柳林有草堂有茅
 屋有經藏有鐘樓有茶園有藥圃白眉颯爾余是羈旅卒牛馬
 走初尋寺次逢僧庭前徘徊燈下談話耳目所感聊記斯文云
 爾

本朝文粹ハ藤原明衡ノ撰嵯峨天皇弘仁ヨリ一條帝寬弘
 ニ至ル詩人才子ノ文ヲ編集スト云フ慶保胤ハ僧惠心僧
 都ト同時ノ人ナリ然レバ千歳ノ遺跡ニシテ碧瑠璃ノ水
 アリト書レシ池跡今尙殘レリ
 古蹟考曰矢作宿ノ南本郷村ノ蓮華寺ハ古ノ藥王寺トイ
 ヘリ

本朝鍛冶考ニ貞吉後伏見御宇正安銘ニ三河國佐竹藥王
 寺久原貞吉トアリ孝爾後花園御宇藥王寺久原住助長藥
 王寺大友ト銘藥王寺吉十トイフアリ
 古刀銘鑑ニ藥王寺三河矢矧庄トアリ
 伊呂波字類抄ニ如意輪寺件寺保胤人道法名寂心居住參
 河國人道寂照以寂心爲師同住此寺
 和志取神社藏古文書ニ(天正十五年正月改寫)鷲取卿御
 尊宅ノ跡ハ藥王寺ヲ引改メ即チ蓮花寺ト稱ス云云
 全書ニ足利尊氏ノ姫君菅生村瑞生山惣持尼寺御坐ノ時
 藥王寺へ御參詣アリ云云供鐘銘文ニ夫如三陽碧海郡本
 郷村蓮花寺ハ醫王如來垂化道場也云云
 延寶九年歲次辛酉二月如意吉祥日嚴譽代
 小磐ニ寶永二酉年三州碧海郡志貴庄西本郷村什物法椿

代ト彫刻アリ

山林或ハ茶園又ハ藥圃等アル古瓦石塔塲經石等多ク地中ヨリ出ツ

人名 土屋甚助

滋谷藤藏

小島惣兵衛

以上二葉松所載也

陣屋 地頭水野監物殿御陣屋字和志山和志取神社舊社地

ノ傍ニアリ明治維新廢藩置縣ノ際廢毀セラレ

陵墓 景行天皇皇子氣入彦命ノ墓ハ壹名王塚ト云ヒ傳フ

和志山蓮華寺ノ傍ニアリ

故羽田野敬雄曰ク景行天皇皇子七十七王ヲ國造和氣稻

置縣主ニ成シ玉フコト古事記ニ有リ氣入彦命此地ニ住

シ玉ヒシニヤ云

翁文政天保年和志山ニ來リ墓前墓標ヲ建テラル

古墳 字和志山ニ五個アリ氣入彦命ノ御一族ノ御墓ナリ

ト云フ御立塚ハ字御立ニアリ御立史ノ墓ナリト云フ近

年墓前ニ小祠ヲ建テ保食神ヲ祭ル

新撰姓氏錄曰御立史氣入彦命後也持統天皇御世依居參

河國青海郡御立地賜御立史姓

古城址

植村新六榮康ノ居リシ所也植村ハ美濃ノ土岐源三郎時

益ノ裔ニテ遠州植村ニ移住明應年中參州ニ來リ新六榮

康岡崎清康公ニ仕フ榮康子氏明氏明ノ子榮政ハ家康公

ニ仕ヘ其孫家政ハ和州高取城主ト爲ル

二葉松所載也

古文書 天正十五年ニ曰明應貳年ノ頃土岐源三郎持益遠州

正月改寫

植村ヨリ當村ニ來リ給名字ヲ植村ト改植村源三郎持益

御息男植村新六郎氏義長親公御仕官出羽守ト改給中略
植村新六郎氏義御息男植村出羽守榮康岡崎ノ御城清康
公御仕官ノ後御城内祐金ニ移給清康公西三河御發向ノ
時節御加勢爲御出陣トテ其子孫御城内祐金ニ御住宅則
當村ノ城明地トナリ下略

古跡

和志山蓮華寺西北ニ和志王山藥王寺古跡アリ、今字寺跡
ト云フ地中ヨリ古石塔婆經石出ツ

雜說字蓮沼ニ辨財天ノ小社アリ、寛文中ニ蓮華寺ニ遷ス
ト云フ

維時明治貳拾壹年 神嘗祭日

追書

村合併

明治貳拾貳年拾月ヨリ市町村制實施ニヨリ西本郷村東
本郷村北本郷村暮戸村筒針村渡村ノ六ヶ村合併村名ヲ
本郷村舊村名ヲ大字トシテ存シ役場位置ヲ北本郷指定
(明治二十二年九月愛知縣令第四十七號ニテ公布)

堂宇大日堂 (曹洞宗說教場ト云フ明治廿四年壹月建之)

本尊大日如來 一光三尊佛 觀世音菩薩ニ依 不動明王
藥師如來ヲ安置ス大日如來觀世音菩薩ハ行基ノ作ナリ
ト云フ

昔時和志王山藥王寺ノ安置佛也全寺兵燹ニ罹リ燒燬以
來和志取神社境内ニ大日堂及阿彌陀堂ノ二字ヲ建テコ
、ニ安置ス明治維新ノ際神佛混合御禁制御布公ニ依リ
一時蓮華寺へ移ス爾來香花ヲ點スルモノナシ土屋長左
衛門ノ妻土屋繁右衛門等之ヲ憂フルコト久シ時至リ明

村誌

十一

治廿四年ノ初春二氏一宇建立ヲ主唱スルヤ村民相和シ
宇宮地神社ノ東ニ新築セリ名ケテ大日堂ト云フ功成ル
ヤ土屋長左衛門ノ妻佛供田トシテ字南岩戸外一ヶ所田
畑合計壹反參畝歩及建物壹棟ヲ寄附ス

御陵墓

明治貳拾九年拾壹月御陵墓傳説地ト御認定(訓令乙第拾
五號)

川喜田庄次郎翁杉浦茂平土屋彦八上田惣七等ノ諸氏該
御陵ニ就テ多年若心調査セラル該御墓ハ景行天皇皇子
氣入彦命ノ御陵タルコトヲ發見セリ其由ヲ明治貳拾四
年拾貳月宮内大臣ニ稟申ス明治貳拾九年拾壹月御陵墓
傳説地ト定メ兆域貳反五畝貳拾六歩ヲ同參拾年參月御
陵墓トナシ周圍ヲ木柵ニテ圍ヒ監守ヲ置キ玉フ

町村廢合

明治三十九年四月十三日愛知縣告示第十號ヲ以テ本郷
村志貴村中郷村長瀬村矢作町志賀須香村ノ六ヶ町村ヲ
廢シ新ニ矢作町ヲ置キ同時ニ役場位置ヲ矢作字金谷ニ
指定同年五月一日ヨリ施行ノ旨本縣令第十九號ヲ以テ
公布セラル

役場位置變更役場新築

矢作字金谷指定ノ位置ハ東方ニ偏スルニヨリ國道ニ沿
ヒ公衆ノ來會ニ最モ至便ノ地タル字馬乘へ明治四十年
十月三十一日位置變更役場新築ヲナセリ

社藏古文書

重代記録

一上古志加須賀の渡も西ノ方尾崎東の方尾ヶ崎船津にて満々タル滄海ノ跡モ大河と成往古ハ渡海船津ノ片山の岸ニ舊郷有碧海郷ノ本ノ郷故ニ本郷村ト云既ニ天長年ノ頃藥王寺境内又ニ馬場ノ座主等ニ農家作り居宅ス則驚取卿御尊宅ノ跡へ藥王寺ヲ引改則蓮花寺ト稱ス此辰巳ノ方ニ驚取卿ノ塚有又南ノ方ニ小塚有山賊ノ塚ト云其己來大驚賊と云山賊有往還旅人ヲ令煩故帝王ノ依勅命公卿退治給從是驚取卿と御名ヲ申奉リ此所ニ御尊宅有ト云則此舊郷ハ當所へ兄弟二人來リ兄ヲ佐平弟四郎兵衛ト云田地農業の爲ニ住所ス又其後安右工門同所

より來子々孫々繁榮シ自ら河原本郷村ニ申ケん古來西郷彈正菅生村ニ城ヲ築尾ヶ崎岡碓ト改給其城ノ要害の爲ニ東河西河其外何ヶ瀬も小川有是ナ一流にて北ノ野ハ矢作村ノ東へ堤を築菅生河ニ被附シ其前ノ西河ハ長瀬より何ヶ瀬ニも流ル河筋ノ外も漂々タル廣キ河原野也往古人王九十九代後光嚴帝ノ御宇文和年ノ頃足利尊氏公新田義貞公ノ古戰場ナリ尊氏公大門邊ニ御陣ヲ被搆矢作川ヲへたて義貞公ハ當所御本陣ノ跡ニ云り其頃ニも河原ニ神明の小社あり勸請不知又當邸ノ東の右野中ニ松木有古戰場ノもの見松ニ云傳ヲ其後境論の時節松より東の河原ハ矢作村ノ地内松木より西ノ方河原本郷村ノ地内と奈リ扱此野中の松木故ニ矢作村ニ地内ヲ奪れしと思ひてか當村又ハ此木を賊木ニ云矢作村方ハ境

木明神又ハ下加茂明神ニ云テ小社建ル此賊木ハ下モハ逗留御座ト云所なり古來足利尊氏公姫君菅生むら瑞生山惣持尼寺御座ノ時藥王寺へ御參詣砌本間召連れ此川原ニ御遊覽有所なり通リ御座ニ云其下モを野添ニ云當村の前迄續り平野の内也又郷の丑寅の方箸塚ニ云小塚有軍勢ノ箸ヲ埋ム塚なり矢作村西河原ニ川原本郷との双方ノ境の内ニ有流テ印斗存セリ此所ハ郷ノ北西の池ノ岸マテテ小川原ニ云此所ニ根兒間塚ト云古塚有此所ハ鉄炮の土玉地中ハ多ク出ル是を名付て土丸ニ云又當村より戌亥方ニ沼池有赤澁ノ水皆出ル故ニ赤池ニ云此池上ニ小川有テ流込末ハ河乘川へ落ル其下モハ皆葭原ニテ郷ノ西の岸迄生續ク葭原ナリ此赤池の出水郷の西より郷東へ流行ス郷中ニ土橋有此元ニ辨財天社檀蓮沼の

内ニ有又土橋より東泥田の内圓屋鋪有御陣の時の塚ト云十内居住ノ所なり此内ニ大塚有化生屋鋪ト云ヲ延年人不住是ノ辰巳の方馬捨場有義貞公馬の死骸ヲ埋給所也塚ノ少南ノ方泥田隔て杉木屋鋪ト云此東の方榎木大木三本有朽タル木の内より腹赤き蛇出〜見る人氣絶する故ニ朽木堀て今貳本有此屋敷ニ安右工門住居ス又杉木屋鋪ノ申西ノ方葭原屋鋪此内ニ物見塚有郷中の三ツ塚の内也洪水の時村中のもの此塚にて水難ヲ逃レし故ニ水塚ト云大塚也此屋鋪外岸迄葭原ニて其中程ニ蓮臺墓塔場有リ從是郷中の北東ニ松塚ト云塚有上ニ松木有喜平次兄弟の屋鋪の内其南ノ方ニ長サ三拾間余リ高土居有此元ニ松の老木貳木有昔の御本陣の跡也松塚ノ西ヲ北屋鋪の内也三方ニ塀の地形の土居藪の内ニ有古代

の塀の跡なり今此屋敷の内ニ重兵衛門藏佐平次關右工門又藏久兵衛佐太夫九右工門孫右工門喜八住居ス北屋鋪の道外中屋鋪と云此内ニ次右工門四郎右衛門源左工門又右工門政藏富永村藤兵衛重吉松八與太夫又内吉藏土橋ノ南を南屋鋪ト云此内ニ辨天屋敷平兵衛庄左工門庄司屋鋪權右工門介太郎れみる藤右工門其外住居ス于時佐平兄弟其外安右工門西ノ本郷村ノ當所ノ來リテより數代の後子々孫々其外繁榮なり隣家軒を并小境トシテ農業盛にて朝夕の煙り煙々タリ又佐兵衛未孫佐次右工門曰ク私先祖より傳聞往古にも當所ニ郷村有といへり其故ハ田地普請の節燒木家道具坏地中より堀出ス又神明の小社も以前より有之社の内は柳の林なり又郷中所々古井戸地中ニ有ヲ堀あたり竹林屋鋪形ヲ田地形ヲ

□有之ニ付テ先祖ハ古老ニ問ヒけれハ古老曰ク昔御陣取の時放火の爲ニ焼失ハ村中の者共離散ス又軍散ノ後も河堤未定水難所故ニ荒屋敷にて延年口と故人の物語りを先祖ハ已來聞傳及云々尤郷中狭クして藪外四邊の岸淤泥田ニ而水深ク六方ノ出口竹門ヲ作り建夜の入も不成要害堅固の地也然者義貞公の御陣の時代是迄百三拾年ニナル

一于時明應二年の頃土岐源三郎持益遠州植村ハ當村へ來リ給名字を植村改植村源三郎持益御息男植村新六郎氏義長親公御仕官出羽守ト改給其外植村庄右工門植村十内當村御住居ナリ則北屋鋪也藪の内エ土居ヲ改堀ヲ塗リ藪外の泥田ヲ深ク堀リ城屋鋪ヲ築修理給故北屋鋪の者共佐平次久兵衛孫右工門喜八郷外の藪地田地の内

農家ヲ作り風奇ニ小藪ヲ植て住居ス是を出藪の内ニ云又其余りのものハ重兵衛門藏關右工門佐太夫九右工門又藏庄右工門其外ニ松八源右工門以上九人西本郷村の高畑へ引越畑の内ニ農家作り住宅ス又中屋敷并ニ南屋敷の分前の通り住居不替有之其後ハ水難度々及故出藪の内地□下り難住故に又四軒の者佐平次久兵衛孫右衛門喜八是も其後高畑へ引越同所ニ住居ス

于時植村新六郎氏義御息男植村出羽守榮康岡崎の御城清康公御仕官の後御城内祐金ニ移給清康公西三河御發向の時節御加勢爲御出陣ニて其御子孫御城内祐金ニ御住宅有則當時の城屋鋪明地となり尤北田地の者共高畑より歸郷ス

重代記録書早

天正十五丁亥年
正月廿日

河原本郷村

此記録ハ神明の小社の脇ニ納置有之候故ニ水難の爲
ニ舊文混乱ニ及候處天正の時代加テ改寫替置もの也
代々書繼可被成候
編者云此書俚俗の制したる物にて甚讀うたし然れど
も原文まゝ寫す

明治四十三年一月二十日印刷
明治四十三年二月十一日發行

編者 土屋 彦吉

愛知縣碧海郡矢作町大字西本郷貳拾番戶

發行者 杉浦 松太郎

全所 字社口百二十三番地

全 土屋 常次

全所 六拾番戶

全 上田 清治郎

全 縣額田郡岡崎町大字傳馬參百番戶

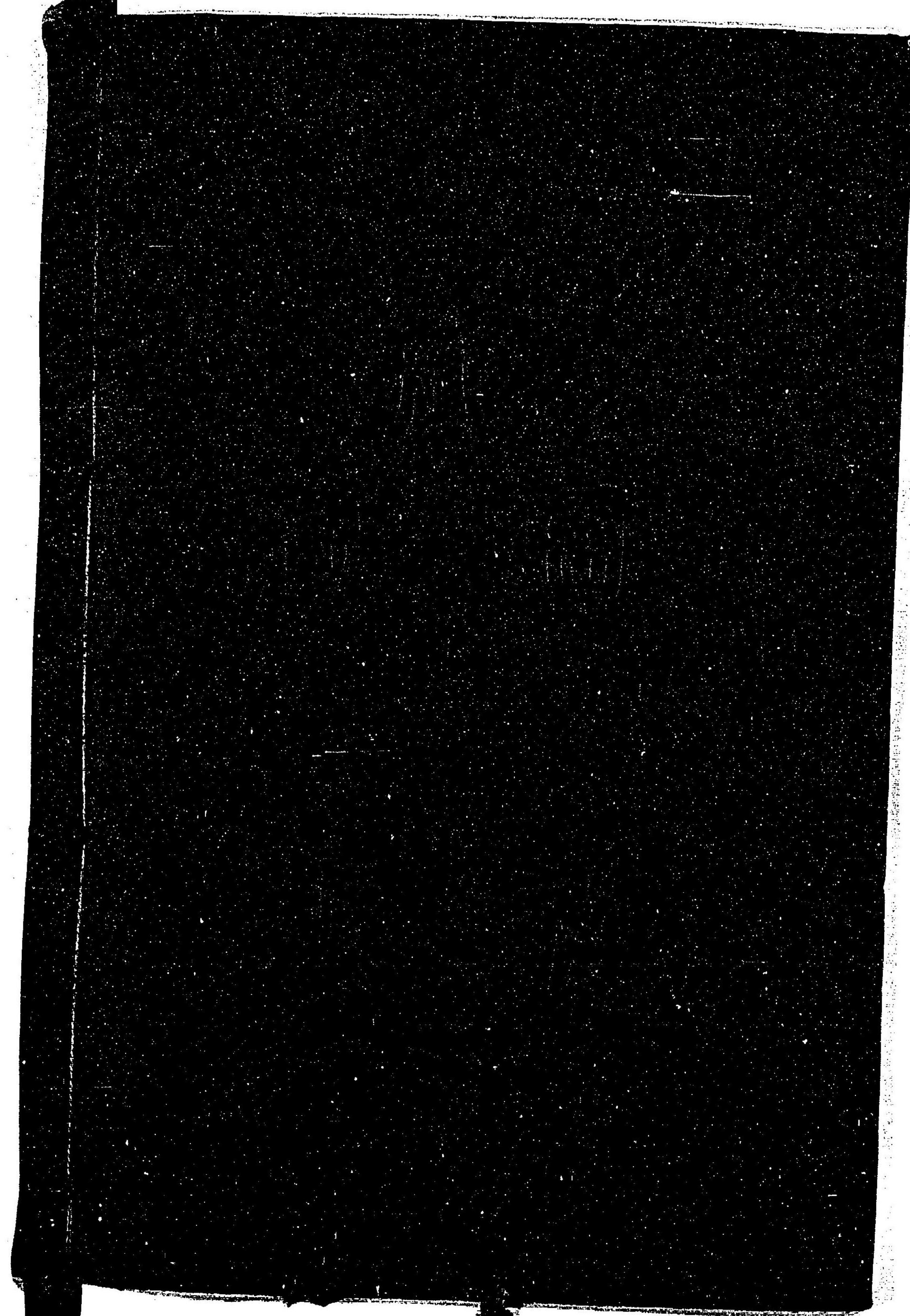
印刷者 小野 治郎吉

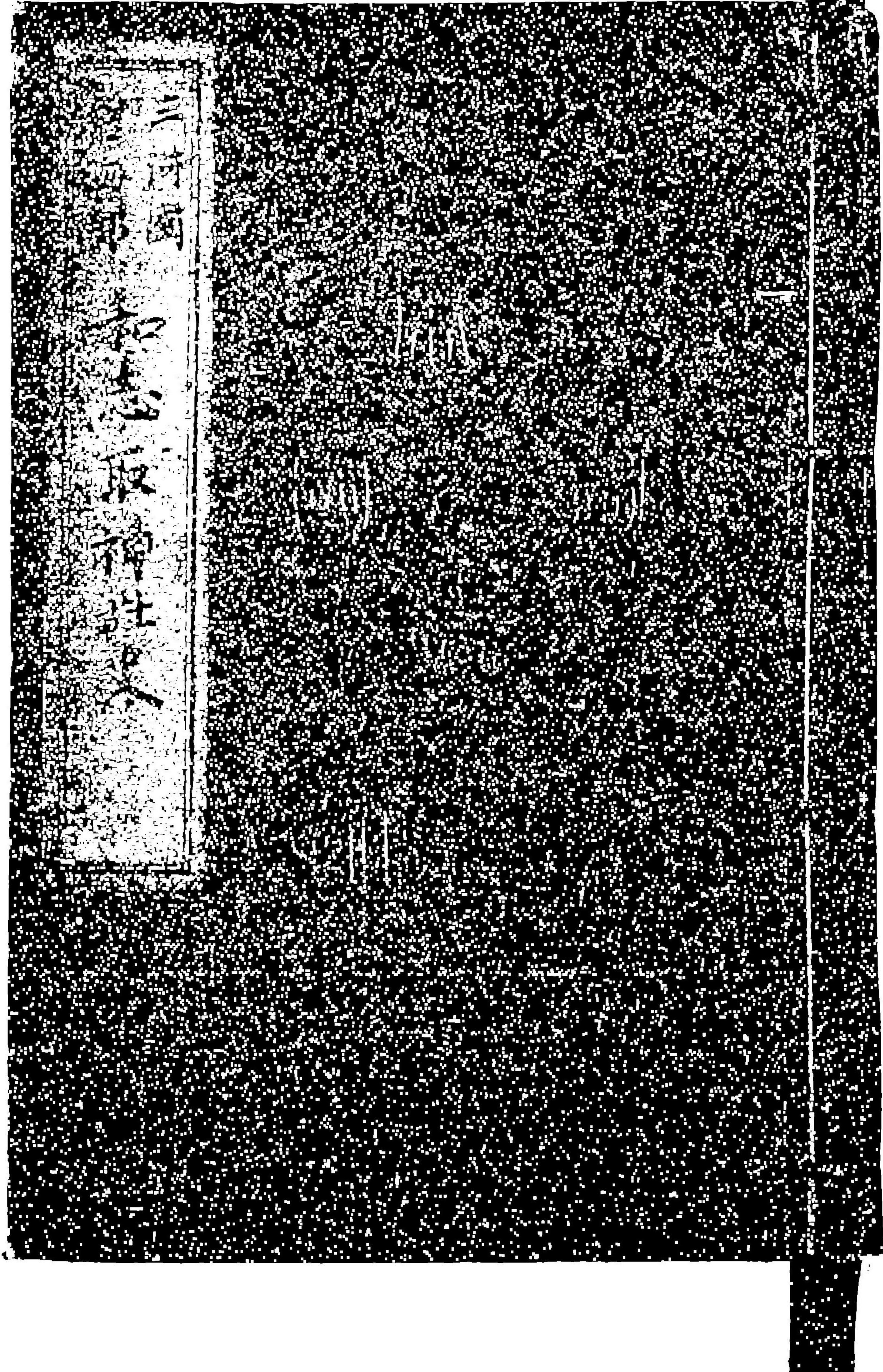
全 縣碧海郡矢作町大字西本郷字御立壹番地

發行所 和志 取神社々務所

246
166

46
66





014712-000-0

246-166

和志取神社史(三河国碧海郡)

土屋 彦吉/編

M43

ABB-1156

